

平成20年2月定例県議会（補正）
生活福祉常任委員会会議録
平成20年3月6日～7日

場 所 第1委員会室

平成20年3月6日（木曜日）

委員 前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

午前9時59分開会

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

- 議案第38号 平成19年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第49号 平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
- 地域生活行政及び福祉保健行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・最近の市町村合併の動きについて
 - ・「宮崎県医療計画（案）」の概要について
 - ・医師派遣システムによる採用医師について
 - ・肝炎に係る県民からの相談への対応状況等について
 - ・「宮崎県医療費適正化計画（案）」の概要について
 - ・中国産冷凍ギョウザに関する県の対応状況について
 - ・フグの取扱いに係る監視指導の強化等について
 - ・「健康みやざき行動計画21」の改定（案）の概要について

説明のため出席した者

病院局

病院局長	植木英範
病院局次長兼経営管理課長	山下健次
県立宮崎病院長	豊田清一
県立日南病院長	脇坂信一郎
県立延岡病院長	楠元志都生
県立富養園長代理	小川泰洋

地域生活部

地域生活部長	丸山文民
地域生活部次長（文化・啓発担当）	興梠徹
地域生活部次長（地域政策担当）	森山順一
地域生活部次長（交通・情報・国際担当）	太田英夫
部参事兼生活・文化課長	日高勝弘
交通安全対策監	湯地幸一
文化・文教企画監	道久奉三
青少年男女参画課長	井上昌憲
男女共同参画監	舟田美揮子
人権同和対策課長	酒井勇
部副参事兼市町村課長	江上仁訓
地域振興課長	湯浅真一
総合交通課長	加藤裕彦
情報政策課	渡邊靖之
国際政策課長	田原新一
市町村合併支援室長	坂本義広

出席委員（9人）

委員 長	十屋幸平
副委員 長	黒木正一
委員	緒嶋雅晃
委員	徳重忠夫
委員	丸山裕次郎
委員	高橋透
委員	凶師博規
委員	新見昌安

福祉保健部

福祉保健部長	宮本尊
--------	-----

福祉保健部次長 (福祉担当)	松田豊
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	宮脇和寛
福祉保健課長	松原英憲
医療薬務課長	高屋道博
薬務対策監	串間奉文
国保・援護課長	舟田宏
高齢者対策課長	畝原光男
児童家庭課長	西野博之
少子化対策監	佐藤健司
障害福祉課長	村岡精二
障害福祉課部副参事	杉本隆史
衛生管理課課長補佐	柏田精二
健康増進課長	相馬宏敏

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤安彦
議事課主任主事	大野誠一

○十屋委員長 ただいまから生活福祉常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しておりました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、執行部の不在についてであります。川畑衛生管理課長が病氣療養のため、欠席する旨の不在届が提出されております。課長にかわり、柏田課長補佐が説明及び答弁を行いますので、御了承ください。また、健康増進課の古家福祉保健部副参事が病氣療養のため、欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○植木病院局長 おはようございます。代表質問、一般質問、それに引き続きの常任委員会ということでさぞかしお疲れのことと思います。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、病院局として当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成20年2月定例県議会提出議案（平成19年度補正分）」をごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。病院局関係の議案は、下から3つ目、議案第49号「平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）」の1議案でございます。

同じ議案書の議案第49号のインデックスのところ、ページで申しますと45ページをお開き願います。平成19年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回、国の特別施策として、政府資金から借り入れをいたしております地方債の一部について、補償金を全額免除して繰り上げ償還とそれに伴う企業債の借りかえが、病院事業について初めて認められましたことから、所要の補正を行うものであります。また、一般会計借入金償還金につきまして、現在、御存じのとおり、病院関係は経営改善の途中でございますことを配

慮して、19年度の償還額を全額翌年度に繰り延べることにいたしましたところでございます。以上の予算措置を行うため、資本的収支予算につきまして所要額の補正を行うものでございます。

補正の詳細につきましては、山下次長から説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。私からは以上でございます。

○山下病院局次長兼経営管理課長 病院局経営管理課でございます。ただいま局長が申し上げましたように、今回お願いをしておりますのは、補正予算に係る議案の1件でございます。詳細につきまして私から御説明申し上げます。

議案書がお手元にあるかと思っておりますけれども、説明は委員会資料で説明をさせていただきたいと思っております。資料の説明に入ります前に、前置きでございますけれども、病院事業の予算につきましては、御承知のように、収益的収支に係る予算と資本的収支に係る予算がございます。今回お願いする補正は、このうち資本的収支に係る予算、病院施設の建設改良とか、あるいは医療機器の購入等、事業に必要な資産の形成に係る収入と支出の予定を明らかにする予算でございますけれども、今回はその補正をお願いするものでございます。

補正をお願いするのは2点でございます。1点目が企業債の繰り上げ償還及びこれに伴う借りかえ、2点目が一般会計からの借入金の返済の繰り延べということでございます。

そこで、委員会資料をごらんいただきたいと思います。資料の1ページでございますが、補正の理由として、今申し上げました2点に分けて書いてございます。1点目が、補償金全額免除しての企業債の一部についての繰り上げ償還とそれに伴う企業債の借りかえということでございます。その表にございますように、今回

対象となるのは、年利5%以上のものについてこういった繰り上げ償還が認められるということでございます。この繰り上げ償還による経営改善につきましては、既に中期経営計画をもとにして国に対して説明をして、その上で一定の承認を得ているところでございます。今回、平成19年度補正でいたしますのは、このうち7%以上で借り入れているもの、そこがございますように、全部で24億8,691万3,000円余というのが今回の対象でございます。この内訳としては、最も低いもので7.1%、最も高いもので8%というものがございまして、全部で8本ございます。この後、さらに平成20年度は6%から7%未満のもの、それから21年度は5%から6%未満のものを、それぞれそこに掲げた額、繰り上げ償還を行うということでございまして、対象額としては、今回補正でお願いするのが最も大きな額になっております。

ちなみに、この繰り上げ償還の結果、利息が削減される効果というのが、借りかえの利率次第ということもございまして、仮に3%ということ仮定いたしますと、20年度で1億程度の利息の削減になると。そして、全体で最終的に平成26年までで借りかえた起債は返すことになるんですけれども、全体では4億前後の額は節約できるといいますか、利息として節約できるということになります。これは当然当該年度の収益的収支の改善につながるということでございます。それが第1点でございます。

第2点は、(2)にございますように、一般会計からの借入金というのが病院事業会計はございまして、全体で26億9,000万ぐらいございました。それを平成14年度以来、各年度大体5億程度ずつお返ししていたんですけれども、18年度、19年度につきましては、予定はしておった

んですけれども、現在、経営改善の途中であるということもございまして、今回、19年度の償還額を20年度に繰り延べるということでございます。これは専ら資金計画の都合上、こういった措置を一般会計のほうと御相談をいたしましてお願いしたものでございます。

具体的な補正の内容というので、下の表でございしますが、2のほうにございます。資本的収入及び支出の予定額を増額するというので、まず、収入としては、既決予定額、企業債について17億7,300万というのがございますけれども、これに今回、補正分を24億6,700万、上の繰り上げ償還額とは2,000万ほど差がございすけれども、これについては留保資金のほうからお金で直接お払いする。借りかえする分は24億8,600万のうち24億6,700万ということでございます。一方、支出のほうにつきましては、企業債の償還金、今申し上げた上の(1)の数字、24億8,600万なにがしを償還するというところ、一般会計からの借入金を当初5億円予定していたところを、今回5億円減額して、今回は償還はしないという予算措置をするものでございます。

あわせて、企業債の限度額というのを予算で定めておりますけれども、それが(2)でございしますが、公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換という項目を新たに起こしまして、その額を補正するものでございます。都合、この結果、企業債の限度額は42億4,000万ということで19年度の金額はなるところでございます。

なお、起債の方法とか利率とかあるいは償還の方法等は、既に決議をいただいているとおりでございます。

私からは以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行

部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんでしょうか。

○徳重委員 繰り上げ償還されるわけですが、借入先はどこになるんですか。

○山下病院局次長兼経営管理課長 すべて政府資金、元大蔵省が所管しておりました起債でございます。今回対象になるのは、すべて政府債と言われるものでございまして、そのうち、私どもの県が対象になるのは財投債というものでございます。

○徳重委員 病院局で借り入れているのが総体では幾らになるわけですか。総体の借入額は今幾らですか。

○山下病院局次長兼経営管理課長 今回対象になるのは、借り入れているうちの年利5%以上の分だけですけれども、全体の借入額としては、おおよそ350億程度に今なっております。

○徳重委員 そうすると、28億2,492万という21年度までに繰り上げ償還したいと計画されている以外は、これ以下の利率で借りていらっやると理解していいんですか。

○山下病院局次長兼経営管理課長 そのとおりでございます。

○徳重委員 結果的には約30億程度ですが、まだ300億以上のものについては5%以下ということですが、その借入先は政府資金と民間、民間はどれぐらい入っているんですか。

○山下病院局次長兼経営管理課長 民間と政府資金とはっきり分けておりませんが、民間資金というのは、短期の資金と申しますか、医療機器の購入に係る分に充てているものでございまして、それがおおよそ50億から60億程度あるかと思えます。

○丸山委員 補正の理由の(2)の一般会計の

償還金が繰り延べということですが、これは具体的なイメージがわからないものですから、なぜ繰り延べしなくちゃいけなかったのか、改善途中であるので、考慮して繰り延べしますということ、これをもう少し説明していただければありがたいんですが。

○山下病院局次長兼経営管理課長 毎年度病院事業会計、例えば減価償却等のお金というのは、現実にお金として病院外に出ていくことはありません。そういったふうにしてたまっていくお金をある意味資金運用しているわけがございます。その資金運用というのは、例えば職員の給料であるとか、あるいは起債の返還とか、そういったものに使っておるわけですが、それが年度末におおよそ20億とか、今そういうレベルですが、もっと前は50～60億あった時代がございます。そういったお金をある意味企業内に留保しておいて、そして年間の必要な経費に充てていく。そうでないと、例えば一時借入れをしたりして、当然それに利息がつきますから、収益収支に影響を及ぼすということで資金運用しているわけですが、今回19年度末でおおよそ20億余ぐらいの資金しか残らない。その中、年間の資金の推移を見ますと、最も激しいときで、一挙に25億程度を2月間の間に支払わなければならないというような事態がございます。そういう意味で言うと、やはり一定の資金量は必要だということで、今回この5億も繰り延べをお願いするものでございます。

○緒嶋委員 一般会計なら、不用額を見込んで補正とかあるけど、この病院会計は、年間通して余り変動がなければ補正しないというようなことで今まで来ておるわけですか。ある意味では、内部的に予算の項目ごとに、一般会計は不

用額を見込んで減額してとかしているわけですが、増額も中にはあったりするわけだが、そういうことは余りしないわけですね。

○山下病院局次長兼経営管理課長 基本的には病院事業会計は、減額補正とかそういったその時々、新たな需要が生じたときにはこういった形をお願いをしますけれども、例えば収益的収支等についてその都度補正といったことはしておりません、最終的には決算のところをお願いするというところでございます。

○図師委員 仮に3%で借入れができて償還できた場合に、年1億程度の節約ができて、トータルでは4億程度節約になるということですが、今回この繰り上げ償還が初めて認められたということですが、これは国からの指針が出たところに乗ったのか、今までもこういう借りかえとか繰り上げができていたのを今回初めて取り組まれたのか、それはどちらなんですか。

○山下病院局次長兼経営管理課長 国から今回こういった枠が初めて認められたというのが本当のところではございまして、従前から私どもは、起債の高い利率のところでは借りているところは、なるべく繰り上げ償還等ができないかという検討はしてはございましたけれども、いかんせん、制度上、いわゆる金融秩序を乱すような話ですから、なかなか認められなかったというのが、今回、特に地方から相当強い要請がありまして、例えば上水道事業とか下水道事業とか非常に資本投下の多い事業等、こういったところは、高い金利の起債を借りた上で事業をやっている。当然それは経営に大きな影響を及ぼすということで、総務省と財務省御相談の結果、こういった措置が認められたということでございます。

○**図師委員** 大いに効果があることですので、これからもアンテナを張って大いにこういう借りかえ、繰り上げというのは取り組まれたらいいと思います。

○**前屋敷委員** 今の繰り上げ償還に関連して、補償金の全額免除ということですが、補償金というのはどのくらいだったんですか。

○**山下病院局次長兼経営管理課長** 仮に計算をしてみましたところ、おおむね5億前後にはなるかと思います。当初予定どおり返していったときの利息よりは安いんですけども、今回こういうこととするよりははるかに高い金額になります。

○**前屋敷委員** 今回この5億円の部分は全額免除するということになったわけですね。わかりました。

○**新見委員** 現在、全部で8本、合わせて24億というお話でしたが、これから、これが通れば金利の交渉なんかも具体的にやっていられると思うんですけど、そういったスケジュールと、あと、具体的に償還に当たられる方たちはどなたがされるんですか、具体的な作業は。

○**山下病院局次長兼経営管理課長** 借入先は民間金融機関になりますけれども、その交渉は今も継続中といいますか、こういった議決をいただいた上で最終的には決める。その作業は私も病院局で行っております。

○**新見委員** 民間金融機関というのは、地元の指定金融機関ですか。

○**山下病院局次長兼経営管理課長** いや、必ずしも、やはりこれは競争下に置かないといけないということで、なるべく私どもは低い利率でお借りしたいということですので、もちろん指定金融機関とかいうのはございますけれども、やはり一定の競争下に置いた上でお願

いするということになると思います。

○**十屋委員長** ほかにございませんか。それでは、その他の項に移りたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

○**高橋委員** こころの医療センターですね、質問も我が会派でさせていただきましたが、また当初予算でも出てきますから、そのときでも詳しく答弁いただければいいと思うんですが、いろいろと問題点の指摘があっっていますね。いわゆる大人と子供のフラットの中で患者さんが一緒にいらっしゃることになるわけで、そういう問題点の指摘が結構あるということで、質問でも我が会派の満行議員がしたと思うんですが、そういったところをどう考えていらっしゃいますかということ、この場で聞かせてもらっていいですか。

○**山下病院局次長兼経営管理課長** 質問でもございましたけれども、こころの医療センターにつきましては、成人の病床と児童思春期の病床とを同じ看護単位の中で見ると。しかし、それについては、中に看護ステーションを挟みまして、そこで成人と児童思春期の患者とが交わることはないという構造にしております。こういったことにつきましては既に他県にも先例がございますし、それから、現在の富養園のスタッフ等とも十分協議した結果、こういった構造にしたものでございます。

○**高橋委員** 見えませんか、例えば声とか。そういうイメージをしたとき、重症患者とか入るわけでしょう、大人の病床のところ。そういうところの配慮をどこまでできるのかなと、そういう問題点を結構指摘されるんですね。

○**山下病院局次長兼経営管理課長** 成人も児童思春期も、こころの医療センターの病室につきましてはすべて個室でございます。そして、防

音装置等も当然そうですし、それから、委員御指摘の、成人期の、何と申しますか、行動の激しい方については、当然、いわゆる保護室というのがございますので、そういったところで十分防げるのではないかと考えています。それから、防音処置につきましても、相当高い防音処置を施すということがございます。

○高橋委員 また当初予算のときでも質問しますが、この前、図面を見せてもらいました。仕切りはないわけで、だから、部屋から出ることもありますよね、重症の方含めて。防音装置というのは、その人の部屋の防音装置だと思うんですよ。あの図面ではフラットになっていますね、真ん中に看護ステーションがあって。そういう意味では完全に遮断はできないと思うんです。だから、そういうところをどのようにクリアされるのかなという疑問があるものですから、ちょっと聞いてみました。何か答弁があれば。

○山下病院局次長兼経営管理課長 ナースステーションを通してお互いのエリアが見えるんじゃないかという御指摘ですけれども、これは内部の処置を施せば十分防げるというふうに我々は考えております。

○高橋委員 ちょっと疑問がありますから、また次のときにお聞きしますので、よろしく願います。

○十屋委員長 そのほかございませんか。

○丸山委員 企業債のことですが、借りかえを24億程度やられて、(2)に書いてある限度額が42億に膨れ上がるということですが、企業会計だからということだと思っておりますが、債務負担行為とかいろいろありますね、そういうのはどういうふうに考えていけばよろしいんですか。幾ら切りかえても、毎年返していかなく

ちゃいけないということになりますね。今後借りかえる相手先との交渉になると思うんですけども、基本的にどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思うんです。

○山下病院局次長兼経営管理課長 今回借りかえする分は、基本的には過去借りていた分の枠の中ですので、総体がふえるわけではございません。という意味で言えば、今回補正する額が総体としては大きそうに見えますけれども、19年度に行った事業で借りる分はもちろん積み上がりますけれども、それ以外の部分が積み上がるということでは決してございません。

○丸山委員 単年度単年度、21年度以降とか、そのときにどれだけ償還していく計画を提案しようと考えているのかをお伺いしたいと思うんですが。

○山下病院局次長兼経営管理課長 今回借りかえをするものは、借りかえの対象となる起債の当初借り入れた年限で返すことを基本にしていますので、今回のやつは、残りの返す期間が3年から7年になっておりますけれども、同じように3年から7年でお返しするということでございます。

○十屋委員長 そのほかございませんか。

それでは、以上をもって病院局を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時39分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○丸山地域生活部長 おはようございます。そ

れでは、地域生活部の説明をさせていただきます。

今回提案しております議案等につきまして概要説明をさせていただきます。議案は、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の1件だけであります。

お手元の歳出予算説明資料の地域生活部のインデックス、ページでいいますと63ページをお願いいたします。今回お願いしております地域生活部の補正額は、数字の一番左ですけれども、16億1,036万2,000円の減額をお願いしております。これは国庫補助決定及び執行残等に伴うものでありまして、この結果、補正後の地域生活部の一般会計予算額は、数字の真ん中の欄の一番上、補正後の額とありますけれども、142億1,085万2,000円となります。詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、報告事項が1件ございます。最近の市町村合併の動きにつきまして、後ほど担当課長より資料に基づいて説明をさせていただきます。

私からの説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○日高部参事兼生活・文化課長 それでは生活・文化課の補正予算につきまして御説明をいたします。

先ほどお聞きいただきましたお手元の「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで生活・文化課のところ、ページでいいますと65ページをお願いいたします。生活・文化課の2月補正額は、7,086万1,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3番目でありまして、68億3,898万1,000円となりま

す。

それでは、主な内容について御説明をいたします。67ページをお願いいたします。下から2番目の（事項）県立芸術劇場費の3,972万円の減額であります。主なものとしましては、説明欄にあります1の県立芸術劇場大規模改修事業費3,943万6,000円の減額であります。これは、この大規模改修事業のうち、劇場管理システム開発につきまして、当初4カ月程度と見込んでおりました工期が、新しいシステムへのデータ移行が予想以上に膨大であったことなどから、8カ月程度必要となったため、今年度の開発を見送り、20年度に実施することにしたもの、それから、ほかの工事におきます工法の変更等による減額でございます。

なお、お手元にあります委員会資料の一番後ろをごらんください。ただいま説明いたしました県立芸術劇場大規模改修事業の詳細につきまして添付をしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、67ページに戻っていただきまして、その下の（事項）交通安全基本対策費の391万1,000円の減額であります。主なものとしまして、次の68ページをお願いいたします。説明欄の3、交通安全活動推進事業294万8,000円の減額であります。この事業では、春や年末などに交通安全の啓発を行うため、テレビやラジオを通じまして各種の広報を行っております。そのほかに、不定期なものとしまして、死亡事故多発警報が出されたときのための経費も2回分予算化しておりますが、今年度は8月9日から18日までの1回、警報が出されただけでございます。その分減額をするものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。下から2つ目の（事項）消費者支援対策費の400

万1,000円の減額であります。説明欄2の消費者自立支援対策費であります。県内3つのセンターで行います啓発講座におきまして、外部講師を招聘するための経費で、派遣元が経費を措置したため、報償費及び旅費等が不要になったものなどがあったことや、また、啓発講座等行う非常勤職員であります啓発員の人件費執行残、その下の3、消費者被害防止・解決支援費で措置しております、消費生活相談を受けます非常勤の相談員が退職した後、その後任が見つからなかったことに伴います不補充期間の人件費などが主なものでございます。

次に、一番下にあります(事項)消費生活センター設置費の530万の減額であります。主な内容について説明します。70ページをお願いいたします。説明欄の2、生活情報センター管理費の298万3,000円の減額でありまして、これは生活情報センターの清掃業務委託や警備業務委託などにおきまして、入札残が生じたことによるものであります。

続きまして、その下の(事項)私学振興費の1,059万円の減額であります。主な理由としましては、まず、説明欄3の私立高等学校授業料減免補助金の456万円の減額であります。これは補助対象となります生活保護世帯や市町村民税非課税世帯等の生徒数が、当初見込みを下回ったことに伴うものであります。また、その3つ下の6、私立幼稚園預かり保育充実支援事業の419万8,000円の減額であります。この事業は、次世代育成支援対策の一つとして、私立幼稚園におきます子育て支援サービス機能の強化を図るため、保育士等の預かり保育施設の充実に対しまして補助を行っておりますが、補助率2分の1以内、30万円を限度に補助するものであります。各幼稚園の施設設備事業費が少額で

あったこと、整備予定の一部の幼稚園で事業を取りやめたことなどにより、見込みを下回ったことに伴うものであります。

生活・文化課については以上でございます。

○井上青少年男女参画課長 青少年男女参画課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで青少年男女参画課のところ、ページでいきますと71ページをお開きください。青少年男女参画課の2月の補正額は、216万5,000円の減額でございます。補正後の額は、右から3番目にありますように、4億7,849万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。73ページをお開きください。まず、下から2番目の(事項)男女共同参画推進費の132万3,000円の減額でございます。主なものといたしましては、説明欄の1、啓発活動推進事業の119万3,000円の減額でございます。これは女性のチャレンジ支援事業の国庫補助の減額等によるものでございます。

次に、74ページをお開きください。上段の(事項)青少年育成保護対策費の785万5,000円の減額でございます。主なものといたしましては、まず、説明欄の2、青少年交流事業の309万8,000円の減額でございます。これは宮崎・韓国青少年国際交流事業や、わくわく少年の旅21事業の補助金や旅費の執行残等でございます。次に、説明欄の4、青少年自然の家管理運営委託費の334万8,000円の減額でございます。これは御池青少年自然の家のボイラー等の設備改修事業の入札残によりまして工事請負額の減額等でございます。

青少年男女参画課につきましては以上でございます。

○酒井人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

ページでいいますと75ページでございます。歳出予算説明資料の青いインデックスで人権同和対策課のところでございます。人権同和対策課の補正額は、1,560万3,000円の増額でございます。補正後の額は、右から3番目の欄でございますけれども、1億6,477万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。77ページをごらんください。まず、下から2番目の(事項)人権同和問題啓発活動費で404万6,000円の減額であります。これは国庫委託の決定に伴うものでございます。

次に、一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業、284万1,000円の減額であります。これは報償費、需用費などの執行残に伴うものでございます。

人権同和対策課は以上でございます。

○江上市町村課長 市町村課の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の市町村課のところ79ページをお願いいたします。市町村課の2月の補正額は、3億5,133万8,000円の減額をお願いしております。補正後の額は、右から3つ目に記載しておりますけれども、33億3,113万6,000円となります。

主なものについて御説明を申し上げます。81ページをお願いいたします。まず、中ほどの(事項)自治調整費の2,854万9,000円の減額でございます。主なものといたしまして、説明欄7の住民基本台帳ネットワークシステム事業費が2,230万6,000円の減額となっておりますけれども、これは住民基本台帳ネットワークシステムの指定情報処理機関であります財団法人地方

自治情報センターへの各県の負担金が確定をしたこと、また、ネットワーク運用経費の節減等に伴う減額によるものでございます。

次に、このページの一番下の欄でございますけれども、(事項)市町村公共施設整備促進費3,160万円の減額でございます。説明欄に貸付金が3,160万円の減額となっております。これは市町村の当面する課題を解決するために必要な資金を、市町村に無利子で貸し付ける事業でございますけれども、当初の貸し付け要望額が、その後の事業の見直しとか入札等により減少したことなどから、最終的な貸し付け予定額が貸付枠の10億円を下回ったことによるものであります。

次に、82ページをお願いいたします。(事項)市町村振興宝くじ事業費の2,529万7,000円の減額であります。これは市町村振興を目的として発行いたしますサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじ、この両宝くじの収益につきまして、全国自治宝くじ協議会からの配分が決定したことに伴う減額でございます。

次に、その下の選挙関係費でございます。主なものは、その次のページ、83ページ中ほどの県議会議員選挙執行費とその下の参議院議員選挙執行費の減額でございますけれども、まず、県議会議員選挙執行費の1億4,359万5,000円の減額でございます。これは昨年の4月8日に執行いたしました県議会議員選挙の執行経費でございますけれども、候補者の数が積算人数、見込みの候補者の数を下回ったことにより公営負担金の減額でありますとか、4つの選挙区で無投票となりました。そのことに伴います市町村への交付金が減額したことなどでございます。次に、その下の参議院議員選挙執行費の1億1,010万1,000円の減額でございます。これは

昨年7月29日に執行いたしました参議院議員通常選挙の執行経費でありますけれども、県議選の場合と同じく、市町村への交付金や公営負担金等が当初の見積もりを下回ったことによるものでございます。

市町村課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○湯浅地域振興課長 地域振興課の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで地域振興課のところ、ページでいいますと85ページをお開きください。地域振興課の補正額は、9,933万4,000円の減額でございます。補正後の額は、右から3番目でございますが、5億7,794万6,000円となります。

主な内容について御説明いたします。87ページをごらんください。一番下の段、(事項)地域活性化促進費の7,529万6,000円の減額でございます。これは、次の88ページをごらんください。説明欄3の元気のいい地域づくり総合支援事業における補助金の執行残や、5の離島活性化対策費における離島航路補助金の執行残、8の宮崎に来んね、住まんね、お試し事業における補助金の執行残などによるものでございます。

次に、一番下の段の(事項)土地利用対策費の444万6,000円の減額でございます。これは、89ページの説明の欄の2の土地利用基本計画管理運営事業費及び3の届出勧告事務費における事務費の執行残などによるものでございます。以上でございます。

○加藤総合交通課長 総合交通課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックスで総合交通課のところ、91ページをお開きください。

総合交通課の補正額は、2,437万2,000円の減額であります。補正後の額は、右から3番目の欄ですが、6億2,560万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。93ページをお願いいたします。まず、下から2番目の(事項)地域交通ネットワーク推進費の1,464万2,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の1、地方バス路線等運行維持対策事業785万7,000円の増額であります。この事業は、地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保を図るため、バス運行費や車両購入費を、国と協調してまたは県単独で補助するものでありますが、バス事業者に対する運行費補助に係る国の単価が引き上げられたこと、及び車両購入費補助に係る国の予算額が、原油価格高騰対策で増額されたことなどから、県においても国と協調して増額補正を行うものであります。

次に、同じ説明欄の3、地域バス再編支援事業2,113万7,000円の減額であります。この事業は、コミュニティバスなど地域の実情に応じた効率的な交通システムへの再編に取り組む市町村に対し、調査事業費、車両購入費、及び運行費の一部を補助するものでありますが、今年度の車両購入や運行を目指していた市町村が、利用実態調査や住民ニーズの把握、運行計画の策定など、調査事業にもっと時間をかけて慎重に取り組みたいということで、運行開始時期を来年度に延ばしたため、車両購入費補助や運行費補助が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

最後に、一番下の(事項)航空交通ネットワーク推進費1,038万8,000円の減額であります。これは説明欄の1、「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業の減額によるものであ

ります。この事業は、宮崎空港の国内線、国際線の利用促進に係る補助事業等ではありますが、主に宮崎—ソウル線を利用する団体への補助が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

総合交通課は以上でございます。

○渡邊情報政策課長 情報政策課所管の補正予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス、情報政策課、ページでは95ページをお開きください。情報政策課の2月補正額は、1億5,639万円の減額でありまして、補正後の額は、11億8,206万6,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。97ページをお開きください。まず、下から2番目の（事項）行政情報システム整備運営費の3,362万3,000円の減額であります。この主な内容といたしましては、説明欄の2、県庁LAN運営費でありまして、これは県庁LAN設備更新工事におきまして、入札による執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、一番下の（事項）電子県庁プロジェクト事業の4,019万3,000円の減額であります。次のページ、98ページをお開きください。この主な内容といたしましては、説明欄の2、電子申請届出システム運営事業でありまして、これは電子申請届出システムの保守業務委託におきまして、経営内容の見直しをしたことや、入札による執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、その下の（事項）地域情報化対策費の4,399万6,000円の減額であります。この主な内容といたしましては、まず、説明欄の1、情報通信基盤整備対策費でありまして、これは全県ブロードバンド環境整備事業におきまして、

当該県単事業から国の交付金事業に振りかえられて整備された地区が生じたことによりまして、県費補助額が減少したものでございます。

次に、説明欄の2、電気通信格差是正対策費ではありますが、これは県単の携帯電話サービス地域拡大支援事業におきまして、予定しておりました3地区のうち、2地区につきまして、国の採択基準の引き下げなどによりまして、当該県単事業から国庫補助事業移動通信用鉄塔施設整備事業に振りかえられて整備されたため、県費補助額が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。お手元の「平成20年2月定例県議会提出議案（平成19年度補正分）」の9ページをお開きください。表の一番上の段、総務費のケーブルテレビ施設整備支援事業の2,310万1,000円でございます。これは国富町内におきまして、ケーブルテレビ施設の整備を行うものでございますが、国の整備推進交付金の決定がおくれまして、年度内に完成することが困難になりましたことから、繰り越しをお願いするものでございます。

情報政策課分は以上でございます。

○田原国際政策課長 それでは、国際政策課の補正予算について御説明いたします。

また戻りまして、お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスで国際政策課のところ、ページでいきますと99ページをお願いいたします。国際政策課の2月補正額は、1,923万5,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3番目ですが、2億1,049万3,000円となります。

主な内容につきまして御説明いたします。101ページをお開きください。まず、一番下の（事

項) 国際交流推進事業費であります。652万7,000円の減額であります。これは主に、説明欄の3の外国青年招致事業における国際交流員の報酬及び共済費等の執行残、並びに4の海外国際交流推進拠点整備事業負担金が、全国知事会からの要請により減額となったことに伴う執行残などによるものであります。

続いて、102ページをごらんください。一番上の(事項)海外技術協力費であります。301万6,000円の減額であります。これは説明欄の1の海外技術研修員受入事業につきましては、研修員4名のうち1名の研修期間が短縮されたことによる補助金等の執行残、並びに2の海外移住宮崎県出身者指定県費留学生受入事業につきましては、留学生3名の受け入れを予定しておりましたが、うち1名が辞退したことによる補助金等の執行残によるものであります。

国際政策課の補正予算については以上でございます。

○坂本市町村合併支援室長 市町村合併支援室でございます。

お手元の歳出予算説明資料の103ページをおあけください。市町村合併支援室の2月補正額は、上段の一番左にありますように、9億227万円の減額でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、8億136万5,000円となります。

その内容につきまして、105ページをお開きください。中ほどの事項でございますが、市町村合併支援費が9億203万4,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしまして、合併した市町村に対して交付いたします市町村合併支援交付金が、この補正額全体のおよそ96%に当たります8億6,000万円余の減額となっております。これは交付金の交付対象となります各

市町村のまちづくり事業等の執行が繰り延べになったこと、例えば一例を挙げますと、宮崎市の田野町病院の建設事業が予定されておりましたが、それに対する交付金3億3,000万円余が、用地の関係等で建設計画が見直しされ、後年度に事業が繰り延べになったことなどによる減額でございます。なお、この交付金は、合併後5カ年以内の期間で交付を受けることができることとなっております。

次に、その他の事項につきまして御説明をいたします。お手元の「生活福祉常任委員会資料(補正)」の1ページをお開きください。最近の市町村合併の動きについて御報告いたします。

まず、1の日南市、北郷町及び南郷町における合併の動きについてであります。各市町におかれましては、昨年、19年9月28日に合併協議会を設置され、いろんな協議を進められてこられたところでありますが、(1)にございますように、19年12月27日に開催されました第6回の合併協議会におきまして、新市基本計画を承認され、すべての協議が終了されたところでございます。今後であります、(2)にございますように、明日3月7日に1市2町による合併調印式が行われることとなっております。その後、3月中旬から下旬にかけて、各市町議会で廃置分合の関連議案が提出されまして、議案承認可決後は、知事へ廃置分合申請が行われる予定となっております。なお、合併は1年後の3月末を予定されております。

次に、2の宮崎市及び清武町における動きでございます。宮崎市及び清武町におきまして、(1)にございますように、宮崎市・清武町によります協議会が昨年12月26日に設置されたところであります。これまでに2回の合併協議会が開催されまして、(2)にあ

りますように、合併方式については編入合併、合併期日につきましては、合併新法期限であります平成22年3月31日までに合併を行うことなどが承認されたところであります。

説明につきましては以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。まず、議案についての質疑はありませんか。

○高橋委員 歳出予算説明資料の70ページ、生活・文化課ですが、私立高等学校の授業料減免の補助金が減ったということで、非課税世帯の減少というふうに説明されて、あれっと思ったんですね。こんなに不景気で県民所得も下がっているのに、もうちょっと具体的に説明していただけないか。

○道久文化・文教企画監 まず、当初予算関係ですけれども、当初、生活保護とか非課税世帯とかそういうものをすべて含めまして、補助対象になる生徒さんを574名というふうに見込みまして予算を組んだところでございますけれども、最終的に対象生徒数が549名となりました。その内訳でございますけれども、市町村民税の非課税世帯、こちらのほうが470名を見込んでいたところでございますけれども、462名と8名減となったこと、それから、養護施設に入所している生徒さん方に対する減免ですけれども、43名を見込んでおりました。結果的に29名と、14名下回る結果となったことによりまして、先ほど申し上げましたように、対象生徒数が25名減ったということで減額となったものでございます。以上でございます。

○高橋委員 住民税非課税の関係で、これは税源移譲の関係が出てきますよね、住民税が上がったじゃないですか、10%フラットになりましたね。あの関係も影響しているんですか。

○道久文化・文教企画監 申しわけございません。その点につきましては把握いたしておりません。

○高橋委員 これは具体的な、専門的なことになるから、また別の場で。市町村民税は前年の所得にかかりますね、ここが一つネックになっているところもあると思うんですよ。今苦しいから減免してほしいというのがあるじゃないですか。以前の所得はあっても、失業とかリストラ、そういう関係で所得がなくなっちゃって、減免申請したいんだけど、条件としては市町村民税非課税になっているから、そこでけられちゃう、そういう現実ですね。そこを確認させてください。

○道久文化・文教企画監 倒産とか失業した家庭、こちらのほうにつきましては、私どものほうの、*県単で、家計急変世帯ということで、いわゆる授業料減免対象の制度がございます。実を申しますと、当初予算では、こちらの家計急変につきましては、8名程度あるんじゃないだろうかということで予算措置はさせていただきました。ところが、現実には19年度はそういう申請はございませんでした。以上でございます。

○高橋委員 遠慮されているんですかね。やさしい県政をされていることは十分わかりましたので、もうちょっと啓発といいますか、宣伝していただくといいのかなと。現実はいらっしゃると思うんですよ。特に宮崎県というところはこれだけ疲弊していますので、また今後いろいろと手を尽くしていただきたいなと思います。それはこれでいいと思います。

88ページです。地域振興課にお尋ねしますが、元気のいい地域づくり総合支援事業、補助

※22ページ右段に訂正発言あり

金残ということ、あと、宮崎に来んね、住まんね、お試し事業、これは、市町村が事業実施が少なかったということの理解をせにゃいかんとですね。わかりますか、補助金残だから、補助金を交付する市町村がないということですよ。

○湯浅地域振興課長 そういうことでございます。

○高橋委員 市町村は、いろんな事業をして活性化したいという企画は持っているはずなのに、この事業がなかなか取り組めなかったというのは、何か原因があるんでしょうかね。

○湯浅地域振興課長 まず、元気のいい地域づくり総合支援事業ですけど、枠は2億5,000万でございます。この事業は17年度からやっておりますので、17年・18年度の継続事業が1億1,000万ぐらいございまして、あと1億4,000万ぐらいが19年度の新規向けでございます。確かに申請が少なかったということ、それと、これも予算をあくまでも使い切るんじゃなくて、この事業の趣旨に沿ったものについて補助を行うということでありますので、19年度については2件、事業計画が難しいということで不採択にしたところもございます。

それから、宮崎に来んね、住まんね、お試し事業でございますけど、これは500万の補助枠を用意したわけですけども、これが6月補正ということで7月に予算が通りまして、年度途中ということで、なかなか市町村のほうで予算をつけにくかったということで減額ということになっております。

○高橋委員 今の宮崎に来んね、住まんね、お試し事業、当初は幾らでしたか。

○湯浅地域振興課長 補助枠は500万でございます。

○高橋委員 具体的に、宮崎に来んね、住まんね、お試し事業は何件事業があったんですか。

○湯浅地域振興課長 19年度は7市町村申請が来ております。補助したのが220万ということであります。

○高橋委員 わかりました。それと戻りますけれども、元気のいい地域づくり総合支援事業で、事業の趣旨に合っていないと認めませんよということの説明でしたが、19年度2件で、不採択もあったということですけど、何件申請があつて2件なんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 7件ありまして、不採択が2件ということで、5件採択しております。

○高橋委員 総合交通課にお尋ねします。93ページ、地域バス再編支援事業で、コミュニティバスの導入を計画しておったところがあつたけれども、次年度にと。これはどこで、理由は何でしょうか。

○加藤総合交通課長 この事業は、まず、補助対象ですが、調査事業と車両購入費と運行費補助になっておりまして、この調査事業に取り組み中で、利用実態調査とか、あるいは住民ニーズの把握とか、具体的な運行計画の策定などを行いますけれども、ここあたりをもっと十分に時間をかけて調査事業に取り組みたいということで、車両購入なり運行を来年度に延ばしたということによる理由でございます。

○高橋委員 どこですか、市町村。

○加藤総合交通課長 しばらくお待ちください。車両購入費と運行費で来年度に延びたところが、今年度でまず車両購入が、*三股町と西米良村と五ヶ瀬町で予定しておりましたけれども、今年度買いましたのが三股町と五ヶ瀬町でございます。それから、運行費ですが、今年度

※22ページ右段に訂正発言あり

計画していたのが三股町と椎葉村と五ヶ瀬町ですけれども、今年度実施しましたのが三股町と五ヶ瀬町でございます。済みません、逆に言うと椎葉村でございます。

○図師委員 県立芸術劇場の大規模改修事業費が、工期が4カ月が8カ月に伸びたということで、事業自体を20年度に先送りというか見送りという形ですけれども、工期が伸びた理由と、何で今年度着手して繰り越し等で対応できなかったのか、そのあたりの御説明を。

○道久文化・文教企画監 まず、8カ月に伸びた理由から説明させていただきたいと思えます。当初、私どものほうは、御承知のように、芸術劇場、財団法人のほうに委託するという考えでございまして、今のシステムの開発者、これはNECさんらしいんですけれども、こちらのほうとの随意契約でというふうに考えておりました。6月議会におきまして透明性等の問題点がございまして、それで、工法を考え直すと、再検討するという約束をさせていただきました。そして、情報政策課さんのほうといろいろ御相談をいたしました結果、発注方法を変更しよう。随意契約からコンペ方式に変更しようということで、そういう方法に改めることといたしました。

当初としましては、一般的な工期が4カ月程度で終わるそうですけれども、情報政策課さんのほうと御相談しながら進めていった結果、NECさんがコンペ方式でとるとすれば、4カ月で対応は大丈夫だろうということだったんですが、新しい会社さんがこのシステムに対処しようとする、データの移行ですごく時間がかかるということで、とてもではないけれども、4カ月では無理だというお話を伺いました。それに加えて、この新しいシステムにつきまして

は、施設の予約とかチケットの予約販売、インターネットを活用した空き情報、そういう確認等の可能なシステムを構築・導入する予定でございまして、高い品質が求められるということがございまして、どうしても新システムへ円滑に移行するためには、余裕を持って8カ月程度必要だというお話をお伺いしまして、何とかならないのかということもあったんですけれども、ちょっと無理だということで断念したということがございます。

それから、もう一点の、明許繰り越ししてやればいいじゃないかというお話がございましたけれども、確かにその対応も検討させていただきました。ところが、御存じのように、5月には宮崎国際音楽祭がございまして、チケット販売は既に2月の末からやっているんですけれども、4月、5月、こちらのほうは準備とか開催のほうにすごく手間暇がかかります。お金も動きますし、何らかのことで混乱が生じたらということが懸念されたわけでございます。それで、それでは仕方がないと、余裕を持って再度20年度にお願いしたいということで、繰り越しもせずに今回の補正減ということになったものでございます。以上でございます。

○図師委員 説明はよく理解できるんですけど、これは工期が延びることによって事業費が膨れ上がったりはしないんですか。

○道久文化・文教企画監 20年度当初の予算案を見ていただければわかると思うんですけれども、ほぼ同額の金額をお願いする予定でございまして。

○図師委員 ということは、随意契約からコンペ方式に切りかえて、競争させて価格が下がったと。工期は延びるけれども、総体費はほぼ同額で移行できるというような理解でよろしいん

ですか。

○道久文化・文教企画監 この2,330万7,000円という数字でございますけれども、私どものほうが予算要求させていただいた金額でございます。20年度につきましては、情報政策課さんのほうと御相談しながら計上させていただいた金額だというふうにお考えいただければと思います。

○渡邊情報政策課長 今、情報政策課の話が出ましたので、御説明いたします。と申しますのは、今までやっておられたところ、ここについては従来の維持管理をやっておられます。ということは、当然ながら、どういうシステムで、どういう内容、どういう仕様書ということがわかっております。ですから、それを新たなものに改正するときには、その下準備といえますか、読み込みというのが必要なくなります。ただ、うちのIT調達をやっている職員に聞きますと、それを、どなたかわからない、入札をしない一般的な業者さんがやるとなると、一番最初の基礎的なものからプログラミングのソフトまでも読み込まないといけない。となった場合に、やはりそれについて4カ月でやるというのはちょっと酷ではないかと。そういう意味で、そういうソフト、システムの読み込み期間といえますか、まずはそういう基礎的なものをして、その後で新たなものにバージョンアップするということが必要ですので、ちょっと余裕を持ちまして8カ月というふうに担当課のほうには御説明差し上げたということでございます。以上でございます。

○図師委員 私も、随意契約よりもコンペ方式のほうが透明性が確保できていいと思うんですが、事業費もほぼ同額で移行するというのですが、NECさんはもっと頑張れなかったんで

ですか。コンペ方式にはNECさんは御参加されなかったんですか。

○道久文化・文教企画監 コンペ方式でやろうということを決めて、そして、どういう仕様書にするかといったあたりを御相談申し上げている段階で、4カ月は無理だよという話がありましたものですから、企画コンペまでには至っておりません。以上でございます。

○丸山地域生活部長 これは今年度やらないということに決定させていただくわけですから、議会の議決が要るんですけども、それを来年度にさせていただくということですから、業者のコンペにだれを参加させるかは新年度の仕事になります。以上であります。

○図師委員 わかりました。国際音楽祭後にそういうコンペが入ってくるということで理解をいたします。

もう一点、75ページの説明で、ちょっと私が理解不足のところがあると思うんですが、人権同和対策課の中で、補正額は増額になっているんですが、説明が減額部分しかなかったんですけども、何をもって増額となったかを教えてください。

○酒井人権同和対策課長 77ページをごらんいただきたいんですけども、説明いたしませんでしたが、事項の一番上の職員費、2,332万2,000円の増額になっております。これは当初のときには職員を、現在10名おりますけれども、7名分しか組んでおりませんでしたので、これを今回お願いするというものでございます。差し引きトータルではこういう金額になるということでございます。以上です。

○十屋委員長 ほかがございませぬか。

○丸山委員 芸術劇場のほうでお伺いしたいんですが、当初これは委託事業ということで全部

組まれていたというふうに記憶しているんですが、これを見ますと県執行分もあるということですが、その辺は整理からするとどういうふうには、予算の中の科目から考えると違って来る可能性があったのか。それは内部的に処理をされたというふうに思っただけでよろしいでしょうか。

○道久文化・文教企画監 このシステム開発費につきましては、委託料で組んでおります。この委託料というのが、当初の考えでは、芸術劇場に委託して、そして芸術劇場のほうからNECさんのほうに再委託するという……。

○日高部参事兼生活・文化課長 私のほうで答えさせていただきます。

発注者につきましては、劇場と県の営繕課に分かれておりますけれども、もともと全体が委託料でお願いをしておりました。これを委員会等のお話もございましたので、整理をさせていただきます。ここにございます県営繕課の分につきましては、本来の委託料を工事請負費に流用いたしまして、その分で県として発注をさせていただきます。残りの分で委託料として劇場のほうに出していると、こういうことでございます。

○丸山委員 流用を内部でされたという確認でよろしいですか。

○日高部参事兼生活・文化課長 そのとおりでございます。

○丸山委員 引き続いて、地域振興課の分でお伺いしたいんですが、元気のいい地域づくり総合支援事業は、17年から始まって19年度が最後の年ということで、17年のときには注目を浴びて、当初、17年が11件、18年が7件、19年が5件ということで、3カ年の事業のときには、全体からすると、市町村がそれぞれの眠っている資源を生かして行って、地域が頑張っ

てということで考えられた事業だというふうに思っているんですが、総体的に考えたときに、この事業の成果を、17年から始めて18年、どういうふうに思っているのかを、補正とは若干違うんですけれども、その辺をお伺いしたいと思うんです。

○湯浅地域振興課長 この事業は17年度から21年度まであるわけですけれども、全体で補助額としては5億7,000万ぐらい予定されております。事業としては22件ぐらいございますけれども、集約してみますと、産業の振興と交流人口の拡大という2つの過疎計画の大きな重点施策ということが言えると思います。それで、例えば、五ヶ瀬の桑野内の事業、西米良の作小屋づくりとか、まだ事業の途中でございますけれども、それぞれ過疎地域等において中核的な事業として位置づけられるというふうに考えております。

○丸山委員 20年度の当初予算に入るのかもしれませんが、終わっただけじゃなくて、市町村が実施主体ですが、目的があってやってらっしゃると思いますので、5年後、10年後、この元気のいい推進事業が本当に根づいていったのかというのは、ある程度県のほうが予算をつけて3年間の事業であったわけですので、その辺の落とし込みと申しますか、その継続性なんかも考えていらっしゃるというふうに思っただけでよろしいでしょうか。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくり事業につきましては、県庁関係課によりまして連絡調整会議等やりまして、それによって事業にいろいろ調整とかアドバイス等をしておりますので、今後ともその経過等見ながら、支援できるところはそれぞれ各課協力しながら支援していきたいというふうに考えております。

○丸山委員 19年度分で7件中2件が外れたという説明だったんですが、採択されなかった大きな理由というのは何かあったのかを教えてください。

○湯浅地域振興課長 1つの事業につきましては、ハードが中心になりまして、ソフトのほうは計画として上がってこれませんので、事業全体として広がりがないということと、もう一つの事業につきましては、事業主体が市町村でございますけれども、これが第3セクターで来ておりましたので、事業の趣旨と合わないということで、2件については見送ったということでございます。

○丸山委員 続きまして、70ページの6に書いてあります私立幼稚園預かり保育充実支援事業のことですが、6月の補正のときに7,000万同じような形で上げていらっしやって、そのときには、110件ぐらい要望があるかもしれないということだったんですが、かなり少なくなった理由はこういったことがあったのかというのを具体的に教えていただきたいのと、この事業が、本来であると少子化に向けての取り組みだということで、いろんな形をやっていると思っているんですが、もう少し具体的な理由をお伺いしたいと思います。

○道久文化・文教企画監 まず、6番につきましては、預かり保育充実支援事業ということで、6月補正では840万円を計上させていただいております。これにつきましては、予算的には、28の幼稚園で、限度額が30万円でございますので、30を掛けまして840万円を予算計上いたしたところでございます。ここにございますように、最終的に410万円余の補正予算減でございますけれども、まず一番大きいのは、補助額の単価というんでしょうか、平均が、昨年が22

万7,000円ぐらいであったんですけども、ことしは17万5,000円に減っています。これは主な理由としては、子供たちのためにエアコンを整備すると、ほかのものももろもろ買うんですけども、エアコンを整備するというのが、昨年度は全部で37の幼稚園に補助したんですが、エアコンは、17、率にして46%の幼稚園が設置していたわけです。ところが、ことしの場合は、最終的に24の幼稚園に補助したんですけども、このうちエアコンを取り付けたのは8つの幼稚園にとどまったと。いわゆる3分の1にとどまったというところで、1件当たりの補助単価が下がったというのが1つの理由でございます。

それから、何で幼稚園数が減ったかということですけども、大きく分けて、1つは、計画はしていたけれども、幼稚園が半分持たないといけないわけです。それで幼稚園の負担が大きいと、今はちょっとできないということで辞退された幼稚園がございますし、それから、子供たちのために機器類等を設置しようかなというふうに思っていたけれども、年が明けてみたら園児数がすごく少なくて、今の段階では設置しなくてもという幼稚園もございます。そのほかには、これは小さい金額のもんですけども、補助金を受けるためにはいろんな手続きがございますね。もう自分で買っちゃったというような幼稚園もございまして、最終的に24の幼稚園しかなかったということでございます。以上でございます。

○日高部参事兼生活・文化課長 ただいまの丸山委員の御質問の関係ですけども、その7,000万という関係は、預かり保育の推進事業費でございまして、これは、ここにあります1の私立学校振興費補助金の中に含まれてございまして、

今の6番の企画監の説明いたしましたのは、設備の充実のための予算でございまして、さっきの7,000万のお話につきましては、110園に対しまして105園の幼稚園のほうで実施をいただいております。金額としては約500万ほどの減額になっております。以上でございます。

○丸山委員 わかりました。別件で、市町村合併支援室の分の105ページですが、市町村に対するまちづくり事業のことで、田野とかのあれが繰り延べになったということですが、3億という話は聞いたんですが、残りの6億が何なのかをお伺いしたいんですが。

○坂本市町村合併支援室長 その他例を挙げますと、美郷町で、今、防災無線をデジタル化に切りかえられています。これが1億6,000万円繰り延べになっております。その他、都城市で小中学校の整備等進められておりますが、国庫補助の関係もありまして、繰り延べられたのが1億7,000万円程度。あと、実は、新規の合併があった場合に備えて1億円程度積算しておったんですが、新規の合併がことしじゅうになかったところもありまして、これが繰り延べといいますか、執行残みたいな形で残ったところ。そういうことでこういうような減額になったところでございます。

○丸山委員 合併に伴う5年間というのはもちろんわかっているんですが、当初思っていた使途と若干違うんじゃないかという話も少しずつ聞こえたりするんですが、そういうことはないというふうに思ってよろしいでしょうか。

○坂本市町村合併支援室長 今の委員の御質問は、使いたいのに使えないとか、そういうような声があるかとも聞いておりますけれども、基本的には、特例債というのが別途ございまして、それと抱き合わせで交付金もございまして、

ほぼ大体事業には使えるようになっております。ただ、一部の市町村においては、財政事情が非常に厳しいところがございます。全体の財政再建の関係から一部使えないと。財政的な理由ですね、そういうところはございますが、基本的には、資金使途については、合併に関連するものであれば交付の対象になるところでございます。以上です。

○前屋敷委員 今の関連ですが、田野町の病院建設あたりは、まちづくり事業の要件に入ってくるわけですね。

○坂本市町村合併支援室長 まちづくりと一言で申しますけれども、内容はいろいろ多岐に分かれてございまして、市町村の格差、例えば病院に関係しますと、宮崎市と周辺部の病院の整備状況の格差とか、その辺を是正するというようなことも、まちづくりの事業の一つに入っています。ほかには、下水道事業を高岡で整備を進めるとか、そういうのも格差是正ということでまちづくりの中に入っております。なお、田野町の病院につきましては、建設費が16億5,000万円程度計上されておりますが、それだけの大規模な事業でございますので、これまでなかなかやりたくてもできなかったというような事情も田野町さんではあったようですが、この合併を機に、新たに古くなった設備を全面的に建て直すということで準備をされているところでございます。以上です。

○前屋敷委員 ほとんどすべてのものが網羅されるような感じですね。まちづくりというふうに規定があっても。

○坂本市町村合併支援室長 その他例を挙げさせていただきますと、延岡市では、清掃工場の全面的改修、数十億かかりますが、あと、消防庁舎の建設とか、この前、落成式があったよう

でございますが、そういう幅広いやつ。それから、日向市・東郷町におかれましては、水害に対して防災事業をやられています、かさ上げに伴う日向市の地元負担に対してこの交付金を充てるとか、都城では、高城町のスポーツ施設を新たに芝生等張りかえて全面的に改修をする。非常に幅広いまちづくり計画を皆さんつくっていらっしゃると思いますので、その中の事業費に充てられるということで計画されています。

○緒嶋委員 市町村課、82ページ、市町村振興宝くじ事業の中で、交付金が2,529万7,000円、これは宝くじの売上げが減額になったということ、どういうふうに理解すればいいんですか。

○江上部副参事兼市町村課長 宝くじにつきましては、全国では県と政令指定都市が発行できることになっておりますけれども、その中で、最初御説明しましたように、サマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじにつきましては、市町村のために使うというふうに決められております。今、委員が言われましたけれども、この配当といいますか、収益の配分につきましては売上げによります。したがって、この2つのジャンボ宝くじの売上げが減ったということでございます。詳しく申し上げますと、サマージャンボが減って、オータムがふえて、トータル減ったということでございます。以上でございます。

○緒嶋委員 地域振興課の元気のいい地域づくり総合支援事業、私はこれは減額にすることじゃいかんと思うんです。やっぱり地域を活性化するための大きなエネルギーにならなきゃいかんわけですね。これが6,000万も減額になったということは、私は経費節減というふうに見るべきじゃないと思うんです。県下をいかにし

て活性化するかということであれば、こういう事業はできるだけ不用額を出さないようにやると。そういうことの中で地域を振興するじゃないと、6,000万も不用額が出ましたということは、私はこれは自慢にならないと。それは該当するものがなかったというよりも、いかにして該当させて地域を振興するかというような視点で取り組まなければ、私は振興にならないかという気がするんですが、どうですか。

○湯浅地域振興課長 元気のいい地域づくりは19年度で終わるわけですけども、20年度から新しい事業も計画しておりますので、その中で、今度の議会に上程後、職員が各市町村回りをまして、事業の説明とかPR等やっておりますので、20年度については各市町村に十分理解していただいて、補助を申請していただくというふうに努めたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひそのようにしてやらんと、知事も宮崎県の全体的に頑張ろうという中でこういうのを減額するようでは、私は、言うこととすることが違うじゃないかというような気にもなりますので、ぜひそのあたりは十分意欲的に取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

それから、総合交通課、航空交通ネットワーク推進事業、これは1,000万余の減額でありますけれども、予定よりも少なくなったということでもありますけれども、これはアジアナなんかの搭乗者というかそういうものが減ったというふうにとるのがいいのか、どういうふうに理解すればいいんですか、減額の理由。

○加藤総合交通課長 これは日本の団体客に対して補助するものでございまして、宮崎—ソウル線の今年度の利用状況、途中ですけども、1月末までで、総利用者は若干伸びているんで

すけれども、韓国人のほうは14%増加しているんですが、逆に日本人は13%減少しております。それと、団体での御利用が年々減ってきております。そういった関係で、団体に対する補助が当初見込みを下回ったということでございます。

○緒嶋委員 個人はふえたけど、団体が減ったという理解でいいわけですか。

○加藤総合交通課長 これは年度によって日本人の利用の方も伸びたり減ったりするわけですが、今年度は日本人の方は減少しておるということと、先ほど言いましたように、団体での御利用も減っているということでございます。

○緒嶋委員 次に、情報政策課、98ページ、電気通信格差是正対策費、これは国の補助基準が緩和されたので、該当したということのような理解をしたんですけれども、であれば、そのほかのものにこの金を使って、まだ希望がなかったわけじゃないんじゃないかなという気がするんですけど、それをそちらに回すということは時間的にできなかったということはどういうことかお伺いします。

○渡邊情報政策課長 今、委員がおっしゃいましたように、各市町村とも年間予定を立てております。その関係で、本年度についてはどの市町村ということで御協議する中で、たまたま国の該当が5,000万だったのが、今年度暫定的に3,000万まで下げましょうということになったものですから、その分で国の制度を利用させていただいたということで、それ以外のところにもお声かけしましたが、まだ本年度中については予定がないということでございました。以上でございます。

○緒嶋委員 であれば、今度は20年度にはまた

新たに出てくるというふうに理解していいわけですね。

○渡邊情報政策課長 これにつきましては、解消を目的としておりますので、各市町村さんのほうにも今月ぐらいに調査をして、来年、再来年の要望を聞いているところでございます。以上でございます。

○十屋委員長 ほかがございませんか。

○前屋敷委員 地域振興課にお願いしたいんですが、5番の離島活性化対策の700万の減額の中身を教えてください。

○湯浅地域振興課長 これは延岡市の島浦と浦城間の離島航路の補助金でございます。19年度の補助金につきましては、17年の10月1日から18年の9月30日までの間の赤字分を、国がまず補助いたしまして、その補助の残りを県と市が助成するわけですが、19年度分の国の補助金が多くなりましたので、その分、県の補助金が少なくなったということでございます。

○加藤総合交通課長 先ほど高橋委員から質疑のございました地域バス再編事業の説明について、訂正をさせていただきます。車両購入費補助についてですけれども、先ほど、今年度予定していたのが3町村、三股町、西米良村、五ヶ瀬町と申し上げましたが、当初予定していたのは5つの町村でございまして、先ほどの三股町、西米良村、五ヶ瀬町に加えまして、南郷町と椎葉村も当初予定しておりました。来年度以降に延ばしましたのが、先ほどの西米良村に加えまして、南郷町と椎葉村でございます。運行費補助については先ほど御説明したとおりです。

○道久文化・文教企画監 申しわけございません。私のほうも訂正をさせていただきたいと思っております。冒頭、高橋委員の質疑の中で、倒産等

による家計急変世帯に対する授業料減免の件で
ございますけれども、私、県単というふうに申
し上げましたが、この制度につきましては、国
庫2分の1の補助事業でございます。おわびし
て訂正させていただきます。

○十屋委員長 それでは、次に、その他の報告
事項について質疑はございませんか。

○新見委員 私も新聞報道を見逃したので、確
認のために教えていただきたいんですが、県南
の市町村合併ですね。協議が終了して来年の3
月に新日南市として誕生するわけですが、議員
の選挙ですよ。南郷町は統一選ですね、北郷は
統一選だったのが前回統一外に変わりました。
日南市も統一外です。これの選挙は、統一選ま
で在任特例で統一選に集約されるんですか。

○坂本市町村合併支援室長 委員御指摘のと
おり、2年間の在任特例の延長を使われます。市
町村によってばらつきはあるんですが、次の統
一地方選がございますが、その1カ月前に任期
が来るようになっておりますので、1カ月ぐら
い空白の期間といいますか、統一選挙は実施さ
れる日にちが大体決まるようでございますので、
それまで1カ月ぐらい間が空くようですが、大
体3月末ぐらいが任期となっていたと記憶して
おります。

○新見委員 ということは、1カ月ぐらい議員
が空白になるという意味ですかね。

○坂本市町村合併支援室長 選挙の特例の関
係だと思いますが、そういう可能性があると思
われます。

○十屋委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって地域生
活部を終了いたします。執行部の皆様には御苦
労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の説明を求
めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が
すべて終了した後をお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 福祉保健部でございま
す。本会議ではたくさんの御質問をいただき、
まことにありがとうございます。おかげさま
で、福祉保健行政の重要さ、難しさを、知事以
下、県民の皆様にご訴えることができたのでは
ないかと思っております。ありがとうございます。
それでは座って説明させていただきます。

それでは、当委員会に御審議をお願いして
おります議案につきまして、福祉保健部関係分
の概要を御説明申し上げます。よろしくお願
いいたします。

まず、お手元の「平成20年2月定例県議会提
出議案（平成19年度補正分）」の表紙をめくっ
ていただきまして、目次をごらんいただきたい
と思います。福祉保健部関係の議案は、一番上
の議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正
予算（第5号）」の1件でございます。

では、2月補正予算について御説明をいたし
ます。「平成19年度2月補正歳出予算説明資
料」の福祉保健部のインデックスのところ、
ページでいきますと107ページをお開きくだ
さい。補正額の欄の上から2番目のところであ
りますが、福祉保健部では、今回、一般会計で
23億6,927万1,000円の減額補正をお願い
しております。補正の主な内容は、国庫補助額
の決定や、節約による執行残等に伴う減額のほ
か、国民健康保険への助成や、医療費扶助、児
童福

社、障がい者福祉等に係る各事業費の所要見込額の増減によるものであります。この結果、福祉保健部の一般会計予算額は、補正後の額の欄であります。725億4,867万2,000円となっております。

再び議案書に戻っていただきまして、議案書の9ページをお開きください。繰越明許費についてであります。福祉保健部の関係は、上から2つ目の老人福祉施設整備等事業、及びその下の障がい福祉サービス事業所施設整備事業の2件の追加をお願いしております。

同じ議案書の15ページをごらんいただきたいと思っております。債務負担行為についてであります。福祉保健部関係で、民間児童福祉施設整備資金利子補給の1件の変更をお願いしております。

今回提案いたしております議案につきましては以上でございます。詳細につきましては、後ほどそれぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、7件ほど報告をさせていただきたいと存じます。

生活福祉常任委員会資料の1ページをお開きください。まず、宮崎県医療計画（案）の概要についてであります。本計画は、医療法の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築等を目的として、5年に一度策定するもので、今回は、平成20年度からの5年間を推進期間としております。今回の医療計画におきましては、下のほうの囲みの中に書いてありますが、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急医療、災害医療、僻地医療、小児医療、周産期医療、在宅医療・介護の6事業について、それぞれの疾病事業ごとの医

療連携を目指すこととしており、住民や患者にわかりやすい計画となるよう、年度内の取りまとめに向け、現在作業を進めているところであります。詳細につきましては、後ほど医療薬務課長から御説明させていただきます。

次に、資料の11ページをお開きください。医師派遣システムによる採用医師についてであります。今回、高千穂町出身の押方慎弥医師を、医師派遣システムにより、平成20年4月1日付で採用することといたしました。押方医師は、自治医科大学を卒業後、県立宮崎病院のほか、西米良病院、北浦診療所等の県内医療機関で地域医療に従事し、現在は、国立病院機構熊本医療センターに勤務しております。なお、本システムによる採用医師は、昨年4月から西米良診療所で勤務しております中村医師に次いで、2人目となります。

続きまして、13ページをお開きください。肝炎に係る県民からの相談への対応状況等についてであります。厚生労働省が、フィブリノゲン製剤等を納入したとされる医療機関を1月17日に公表したことに伴い、県の相談窓口に多くの相談が寄せられております。

まず、1の相談件数及び内容についてですが、2月29日現在の相談件数は4,392件で、そのうち、C型肝炎ウイルスの検査に関する相談が3,384件、肝炎救済の方法等に関する相談が1,008件となっております。また、保健所での検査予約件数は1,598件、検査実施数は1,209件、そのうちウイルスの陽性者は19人となっております。

次に、2の被害者を救済するために制定された特別措置法の概要であります。（1）に書いておりますように、支給対象者は、特定フィブリノゲン製剤等の投与を受けたことによってC

型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人となっており、(2)に書いておりますように、支給対象者の認定は、製剤投与の事実、因果関係の有無、症状等を調べて、裁判所が判断することになります。そのため、給付金の支給を受けるためには、フロー図で示しているとおり、まず、訴訟の提起を行い、裁判所が認定した場合に国との和解が成立し、支払いを請求することができるという内容になっております。

次に、15ページをお開きください。宮崎県医療費適正化計画(案)の概要についてであります。本計画は、今般の医療制度改革において重要な柱の一つに位置づけられる計画として、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定により、策定が義務づけられているもので、医療費適正化の総合的・計画的な推進を目的として、今回初めて、平成20年度からの5カ年計画として策定するものであります。本計画の主な内容は、2の(1)にありますように、平成20年度からスタートする特定健康診査、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率や、次のページになりますが、療養病床の病床数及び平均在院日数の減少など、医療費の適正化に関する各項目の目標値と、その達成のために取り組むべき施策等になっており、現在、年度内の取りまとめに向け、作業を進めているところであります。詳細につきましては、後ほど国保・援護課長より御説明させていただきます。

次に、19ページをごらんください。中国産冷凍ギョウザに関する県の対応状況についてであります。事件の発覚以降、連日報道されているこの問題につきまして、県では、県内での被害拡大を防止するため、速やかな対応を図ったところであります。

まず、1の回収品の撤去状況の確認であります。輸入元のジェイティフーズを所管する東京都から、回収品の出荷先リストの情報提供を受け、表にありますとおり、回収対象品23品目の家庭用製品、業務用製品のそれぞれについて、卸元や販売店舗等を調査し、すべて撤去されていることを確認いたしました。

また、2の県民への注意喚起であります。県庁ホームページによる広報、マスコミ等への協力依頼を行い、家庭で保管されている対象品については、絶対食べないこと、購入先に返品することの注意喚起や、健康被害が発生した場合の対応の周知等を行ったところであります。

最後に、3の健康被害の状況についてであります。現在のところ、75件の届け出がありますが、全員回復されております。

なお、商品が残っていた38件については、検査の結果、殺虫剤成分は検出されず、関連性はないことが判明しております。

続きまして、21ページでございます。フグの取り扱いに係る監視指導の強化等についてあります。相次ぐ食品表示の偽装を初め、食の安全を脅かす事件が全国で多発し、本県におきましても、食の安全・安心の確保に対する関心が非常に高まっております。こうした中、食品衛生法に違反する不適切なフグの取り扱い事例が相次いで発生しておりますことから、致死率の高い食中毒を防止するため、昨年12月の厚生労働省通知に基づくフグの適正な取り扱いの指導徹底を図ることとしたものであります。詳細につきましては、後ほど衛生管理課の課長補佐から御説明させていただきます。

最後に、25ページをお開きください。健康みやぎ行動計画21の改定(案)の概要についてであります。本計画は、健康増進法の規定を根

拠に、県民の健康増進に関する施策の計画的な推進を目的として策定しているものであります。今般の医療制度改革の流れを受け、新たに、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率等、生活習慣病の発症予防・重症化予防に着目した目標値と、その達成のための施策の方向性等を示すなど、現計画の改定を行うこととし、現在、年度内の取りまとめに向け、作業を進めているところであります。詳細につきましては、後ほど健康増進課長から御説明させていただきます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いたします。

○松原福祉保健課長 それでは、福祉保健課分の御説明をいたします。

福祉保健課関係部分といたしましては、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の1件でございます。

お手元の「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで福祉保健課のところ、ページで申し上げますと109ページをお開きください。福祉保健課といたしましては、左の補正額欄にございますように、3億3,143万3,000円の減額補正となっております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄ですが、112億9,788万円となっております。なお、今回補正をお願いしているものは、事業費の確定や執行残などに伴うものでございますが、以下、主なものについて御説明いたします。

111ページをお開きください。中ほどの（事項）社会福祉児童指導費5,948万9,000円の減額補正でございます。これは国、県及び社会福祉施設の事業主がそれぞれ3分の1を負担することで、民間の社会福祉施設の職員を対象に、退職手当を支給する全国的な共済事業について、

国の示す基準単価等が確定したことによるものでございます。

続きまして、次の（事項）地域福祉対策事業費1,786万8,000円の減額補正でございます。主なものといたしましては、説明欄の1の地域福祉活動推進事業の1,183万9,000円の減額補正でございますが、これは高齢者の見守りや触れ合い交流、子育てサロン、健康づくりなど、市町村や社会福祉協議会が行うさまざまな地域福祉の取り組みを支援する事業について、国庫補助事業の見直しなどにより、減額するものでございます。

続きまして、113ページをお開きください。このほうの（事項）災害救助事業費6,586万9,000円の減額補正でございます。災害救助事業費につきましては、毎年度一定額を予算化しておりますが、平成19年度は、災害救助法を適用した地域が、台風5号における日之影町の1町のみでございましたので、救助に要した費用等を除いて減額するものでございます。

最後に、115ページをお開きください。中ほどの（事項）県立看護大学運営費7,981万1,000円の減額補正でございますが、これは県立看護大学の庁舎管理費等の経費節減に伴う執行残等によるものでございます。

福祉保健課分につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○高屋医療薬務課長 それでは、医療薬務課分を御説明いたします。

医療薬務課の関係分といたしましては、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」、その他の報告事項、宮崎県医療計画（案）の概要についての2件でございます。

それでは、お手元の「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで医療薬

務課のところ、ページでいいますと119ページをお開きください。医療薬務課といたしましては、左の補正額欄にありますように、1億1,914万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄ですが、12億4,937万4,000円となっております。以下、主なものについて御説明いたします。

下から2番目の(事項)看護師等確保対策費8,716万5,000円の減額補正であります。主な事業としては、説明の欄、1の看護師等確保対策事業の8,660万8,000円の減額補正であります。これは新設予定であった歯科衛生士養成所に対しまして、施設整備補助金を交付する予定でありましたが、設置予定者側の事情により設置が延期となったことに伴いまして減額するものなどあります。

続きまして、120ページをお開きください。上から2つ目の(事項)救急医療対策費1,348万6,000円の減額補正であります。主な事業としては、説明の欄、2の広域災害救急医療情報システム運営事業1,168万1,000円の減額補正であります。これは医療法の改正に伴い、今年度から実施することとなった総合医療情報システムの構築に当たりまして、業者の企画提案内容やトータルコストを総合評価し、複数業者から選定するいわゆるコンペ方式を採用した結果、経費が削減されたことに伴う執行残であります。

一般会計補正予算の説明については以上でございます。

次に、新たな医療計画(案)について御説明いたします。別冊でお配りしております「宮崎県医療計画(案)」が、今回作成しました新たな計画案でございます。ごらんとおり、かな

りのボリュームでありますので、本日は、計画の主要な部分を抜き出した概要版のほうで御説明をいたします。

お手元の資料、「生活福祉常任委員会資料(補正)」の1ページをお開きください。

まず、1の新たな医療計画の推進期間であります。平成20年度から24年度までの5カ年を予定しております。ただし、推進期間内に医療制度が大きく変わるなど、医療を取り巻く状況に変化が生じた場合には、必要に応じ、見直しを行うこととしております。

次に、2の計画の基本理念であります。保健、福祉との連携を図りながら、地域において切れ目のない医療の提供を実現させていくという観点から、「すべての県民が、質の高い医療サービスを安心して受けられる医療体制の確立」といたしました。

3の基本方針についてであります。新しい医師臨床研修制度の導入の影響などで、僻地や小児科などの特定診療科において医師不足の状況が起こっており、地域医療の崩壊が懸念されている状況であります。このような中、限られた医療資源を有効に活用し、県民が安心できる医療提供体制を構築するため、切れ目のない医療提供体制の構築を初めとした、ごらんの(1)から(5)までの5つを基本方針と定め、今後この基本方針に沿った施策を実施していくこととしております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。4の計画の具体的な内容であります。

まず、(1)であります。特殊な医療を除く一般の医療需要に対するために設定しております2次医療圏につきましては、従来どおり7つの医療圏としております。ただし、個別の疾病ごとに見た場合、これまでの2次医療圏内で

は一部の診療機能が存在しない場合もありますので、隣接する他の圏域と連携し、機能を補うといった医療連携体制の構築を図っていくこととしております。

次に、(2)の基準病床数であります。基準病床数の算定に当たりましては、医療法施行規則に定める算定式に基づきまして、年齢階級別の入院率や人口等を勘案した上で、各病床種別、医療圏ごとに定めたものであります。

次に、(3)の医療提供体制の構築についての基本的な考え方であります。本県における今後の医療提供体制の方向性としましては、保健・医療・福祉において有機的な連携を図り、疾病の予防、早期発見から治療、その後の在宅介護までの多様なサービスが、地域において切れ目なく提供される体制の構築を目指してまいります。

また、限られた医療資源の中で、県民に最善の医療を効率的に提供するために、各医療機関の機能と役割を明確化するとともに、地域連携クリティカルパス、いわゆる地域における治療計画表の普及を図り、医療機関相互の連携体制の構築を目指してまいります。

加えまして、医療機関が相互に連携した医療提供体制を構築していくためには、県民の理解と協力が不可欠でありますので、県民に対し、各医療機関がどのような医療を提供しているかといった医療情報を、具体的にわかりやすく提供する総合医療情報システムの構築や、県民からの各種相談を的確に受けることができる体制の充実を図ってまいります。

あわせまして、県民、患者の側についても、医療資源は有限であるということを感じ、かかりつけ医や診療時間内での診療、真に必要な場合のみの夜間救急や2次、3次の医療機関の

利用といった、適切な受診行動の必要性や意義等について意識啓発を図っていくこととしております。

次に、3ページ、(4)4疾病・6事業の医療連携体制の構築についてであります。この項目が今までの計画と違う大きな特徴であります。資料の3ページから7ページにかけて、各疾病・事業ごとに記載しておりますが、本県の医療計画においては、参酌することとなっております、国の策定指針で示された、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病、それに僻地医療、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療の5事業に加えまして、本県独自に在宅医療・介護を加え、4疾病・6事業といたしました。この4疾病・6事業ごとに、医療圏の再編が必要なものについては再編を行い、切れ目のない医療連携提供体制の構築を目指すこととしたものであります。また、今回の医療計画においては、県民にわかりやすいものとするため、主なものについて目標値を設けております。

次に、ページが飛びまして8ページをお開きください。(5)の医療提供基盤の充実についてであります。まず、医療従事者の養成確保と資質の向上についてであります。医師につきましては、自治医科大学卒業医師の計画的配置や、医師派遣システム、医師修学資金貸与制度の活用、医学生僻地医療ガイダンスの実施などにより、山間僻地に勤務する医師の養成確保を図ってまいります。また、県と関係市町村で設置いたしました医師確保対策推進協議会のホームページで、僻地公立病院等の求人情報を全国に発信するとともに、本県出身の医師や医学生に対し、みやざき地域医療応援団への登録を促し、それらを通して本県の地域医療を担う

医師の確保に努めてまいります。さらに、自治医科大学卒業医師の定着促進や、後期研修医が意欲を持って働けるような就労・研修環境を整備することによりまして、小児科を初め、医師不足が深刻な特定診療科に勤務する医師の確保を図ることとしております。その他、院内保育所の運営費支援や、宮崎大学との定員増の協議、国への要望活動など、医師の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、看護師・准看護師につきましては、看護協会等の関係団体と連携しながら、看護職希望者の拡大を図るため、啓発活動を展開するとともに、養成所等への支援や実習指導者の研修など、教育体制の充実を図り、看護師等の安定的な養成確保を図ってまいります。また、新人看護師等を対象とした研修の実施や、院内保育所への支援等を行うことにより、看護師等の早期離職の防止や県内への定着を促進してまいります。その他、ナースバンクを活用した求人・求職相談や未就労看護師等の再就業支援、訪問看護師養成講習会等の研修会の実施など、看護師等の養成と資質向上を図ってまいります。

最後に、9ページの(6)計画の推進についてであります。この計画は、県民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、本県における今後の大きな方向性を示したものであり、この方向性に沿った具体的な施策については、今後、県だけでなく、市町村や医療関係機関・団体等も含めまして検討し、実施していく必要があります。よって、計画の推進に当たりましては、県、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会といった保健・医療関係団体等との緊密な連携のもと、宮崎県地域医療対策協議会など既存の協議会などを活用し、施策の推進を図っていくこととしております。

以上が、新たな医療計画(案)の概要であります。現在、医師会、歯科医師会、薬剤師会といった関係団体や各市町村に改めて意見を求めるとともに、パブリックコメントを実施しているところであります。今後これらの意見等を整理しまして、県医療審議会に諮った上で、今年度内に新たな医療計画として決定する予定であります。

医療業務課分につきましては以上でございます。

○舟田国保・援護課長 国保・援護課関係分を御説明いたします。

国保・援護課分は、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」と、その他の報告事項として1件がございます。

まず、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

お手元の「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、国保・援護課のところ、123ページをお開きください。今回お願いしております補正予算は、左から2番目の補正額欄にありますように、一般会計で6億3,180万8,000円の減額補正でございます。この結果、補正後の予算は、右から3番目の補正後の額欄にありますように、239億1,869万1,000円となります。

補正の内容につきまして、主なものを御説明いたします。125ページをお開きください。中ほどの(事項)老人保健医療対策費2億1,377万1,000円の増額でございます。主なものは、説明の欄1の老人医療費支給事業の2億1,411万8,000円の増額ですが、これは老人医療に要する費用について、国、県、市町村が公費で負担するものであります。当初見込額を上回ることにより、県費負担額を増額するものであります。

す。

126ページをお開きください。一番下の（事項）国民健康保険助成費 6 億6,460万8,000円の減額でございます。主なものは、説明の欄 1 の保険基盤安定事業の 5 億6,936万9,000円の減額ですが、これは市町村が低所得者に対して行う保険税軽減の額が当初の見込みを下回ったことにより、県費負担金を減額するものであります。

127ページをごらんください。上から続きます説明の欄 4 の広域化等支援事業の 1 億22万5,000円の減額ですが、これは国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化のために、国民健康保険広域化等支援基金からの資金の貸し付けに対しまして、種々需要の掘り起こし等に努めました。市町村国保から借り受けの申し込みがなかったため、減額するものであります。

同じく、5 の都道府県財政調整交付金の800万円の増額ですが、これは国の平成19年度補正予算の確定に伴い、本県の財政調整交付金の増額が示されたことにより、増額を行うものであります。

128ページをお開きください。一番上の（事項）扶助費 1 億4,180万8,000円の減額でございます。主なものは、説明の欄 1 の生活保護扶助費の 1 億5,868万1,000円の減額ですが、これは前年度扶助費のうち、医療扶助費の精算に伴い、国庫支出金の減額が生じたことにより、減額するものであります。次の説明の欄 2 の生活保護扶助費県費負担金の1,687万3,000円の増額ですが、これは生活保護法第73条に基づき、居住地がないかまたは明らかでない被保護者につき、市が支弁した保護費について県が負担することとなっており、保護対象者の見込み増に伴い、増額を行うものであります。

補正予算関係につきましては以上でございます。

次に、その他報告事項について御説明いたします。委員会資料の15ページをお開きください。宮崎県医療費適正化計画（案）の概要についてであります。

まず、1 の制定の趣旨であります。本計画は、今般の医療制度改革において重要な柱の一つとして位置づけられる計画として、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国においては、医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を、都道府県においては、都道府県医療費適正化計画を定めることが義務づけられたものであります。

次に、2 の概要であります。計画には、都道府県における目標の設定、目標達成のために取り組むべき施策、保険者、医療機関、その他の関係者の連携協力、計画期間の医療費の見直し等を盛り込むこととなっています。計画の内容の大きな項目としまして、まず、（1）の都道府県における目標の設定でございます。この項目の1つ目が、①の県民の健康の保持の推進に関する目標であります。次の3項目がございます。まず、アにありますように、平成20年4月から、各医療保険者に義務づけられました特定健康診査の実施率に関する数値目標であります。目標値として、平成24年度において受診対象者の70%以上が受診することとします。同様に、次のイにありますように、特定保健指導の実施率に関する数値目標であります。目標値として平成24年度において、特定健康診査の結果、特定保健指導が必要と判定された対象者

の45%以上が指導を受けることとします。最後のウは、特定健康診査及び特定保健指導を行うことにより、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標を設定しております。目標値として、平成24年度において、平成20年度に比べてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上の減少とします。

次に、16ページをお開きください。2つ目の目標として、②の医療の効率的な提供の推進に関する目標であります。次の2項目がございます。まず、アの療養病床の病床数に関する数値目標であります。目標値として、療養病床のうち、平成24年度における医療療養病床の病床数を2,025床とする一方、介護療養病床は平成23年度末までに全廃することといたします。それぞれの数値は下の表のとおりでございます。次に、中ほどのイの平均在院日数に関する数値目標であります。目標値として、平成18年度の病院報告による平均在院日数について、全国で最も少ない長野県と本県との差を3分の1縮めて、平成24年度の病院報告による平均在院日数を35.3日とします。

次に、2つ目の計画の大きな項目として、(2)の計画の目標達成のために取り組むべき施策についてであります。施策の展開として、次の①の県民の健康の保持の推進に関する施策及び②の医療の効率的な提供の推進に関する施策を掲げ、取り組んでいくこととします。

次に、17ページをごらんください。3つ目の計画の大きな項目として、(3)の保険者・医療機関その他の関係者の連携・協力についてあります。市町村等の保険者や健診、保健指導事業者及び医療機関等と情報交換を行い、相互に連携・協力が可能であるような体制づくりに

取り組んでいくこととします。

次に、4つ目の計画の大きな項目として、(4)の計画期間の医療費の見通しについてあります。本県における医療費について試算してみますと、平成20年度の3,442億円が平成24年度には3,928億円と、486億円の増加が見込まれますが、本計画が目標どおりに達成された場合には、平成24年度の医療費は3,762億円と、320億円の増加にとどまり、166億円程度の削減効果が見込まれることとしております。

最後に、(5)の計画の進行管理についてあります。第1期計画の期間は平成20年度から24年度までの5年間となっております。平成22年度には中間評価を、平成25年度には実績評価を行い、その結果をそれ以降の関連施策の推進に反映させることとしております。現在、計画策定検討委員会において、各委員からの御意見等をお伺いしながら最終案を取りまとめ中であり、今月末までには集約する予定であります。

国保・援護課関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○畝原高齢者対策課長 それでは、高齢者対策課分ですが、議案第38号「平成19年度一般会計補正予算」について御説明をいたします。

お手元の2月補正歳出予算説明資料の129ページ、高齢者対策課のところをお願いいたします。高齢者対策課分としましては、8億2,541万1,000円の減額補正をお願いしておりますが、この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄ですけれども、117億7,157万1,000円となります。

それでは、補正の主なものについて御説明をいたします。131ページをお願いいたします。まず、一番下の(事項)在宅老人要援護対策費について、1,560万8,000円の減額補正でありま

す。いずれの事業も、事業実績や工事費の確定等に伴うものでありますけれども、その主なものとしましては、2の高齢者住宅改造助成事業536万1,000円の減額、及び5の介護サービス情報の公表推進事業591万7,000円の減額であります。

次に、132ページをお願いいたします。一番下の（事項）介護保険対策費について、7億2,705万7,000円の減額補正であります。その主なものは、1の介護保険財政支援事業7億1,577万2,000円の減額であります。これは市町村の介護給付費の実績見込みが当初見込みを下回ったことによるものであります。

次に、133ページをお願いいたします。（事項）老人福祉施設整備等事業費について、6,952万9,000円の減額補正であります。その主なものは、1の老人福祉施設整備等事業の6,268万9,000円の減額であります。これは特別養護老人ホーム等の補助対象施設の設計変更、及び災害復旧事業費の不用残によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。お手元の「平成20年2月定例県議会提出議案」の9ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正の1、追加であります。上から2段目、民生費の事業名、老人福祉施設整備等事業で、3億9,000万円の繰り越しをお願いしております。これは特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉法人等に、その費用の一部を補助する事業であります。今年度の補助対象施設の建設予定地におきまして、文化財の発掘調査及び地盤調査の結果等によりまして、設計変更が生じ、そのために日時を要したため、事業主体において事業が繰り越しとなったことによるものであります。なお、私も現地確認を行いましたけれども、現在は設計も確定し、一部工事に

着手しております。

高齢者対策課については以上であります。

○西野児童家庭課長 児童家庭課分について御説明いたします。

児童家庭課分といたしましては、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の1件であります。

お手元の「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックスで児童家庭課のところ、ページでいいますと135ページをお開きください。上から2段目の一般会計の補正額であります。8,281万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄になりますが、一般会計が102億82万1,000円となり、特別会計を含めました補正後の額は、その上の欄になりますが、106億9,304万9,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。138ページをお開きください。1番目の（事項）児童健全育成費1,755万8,000円の減額補正であります。説明の欄3の市町村児童環境づくり基盤整備事業の1,504万1,000円の減額補正であります。これは補助対象箇所が減等によりまして減額を行うものであります。

次の（事項）少子化対策環境づくり推進事業費の681万4,000円の増額補正であります。説明の欄2の子育て支援乳幼児医療費助成事業の800万円の増額補正であります。これは3歳から小学校入学前までの幼児入院に係る医療費の助成件数が見込みを上回ったことによるものであります。

次に、一番下の（事項）児童措置費等対策費9,606万6,000円の増額補正であります。139ページをごらんください。説明の欄2の保育所、母子生活支援施設、助産施設県負担金

の5,068万8,000円の増額補正であります。これは保育所の県負担金が当初の見込みを上回ったことによるものと、平成18年度の県費負担金の確定に伴い、増額を行うものであります。また、その下の3の児童入所施設等措置費の4,855万1,000円の増額補正であります。これは入所児童数が見込みを上回ったこと、及び国の保護単価の改定に係る単価上昇に伴い、増額を行うものであります。

次に、140ページをお開きください。上から2番目の（事項）児童手当支給事業費1億1,719万2,000円の減額補正であります。これは受給者数の見込みよりも支給実績が下回ったことにより減額を行うものであります。

次の（事項）児童扶養手当支給事業費2,076万5,000円の減額補正であります。主なものは、説明の欄1の児童扶養手当給付費の2,049万6,000円の減額であります。これは受給者数の見込みが下回ったことによるものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。お手元の冊子、「平成20年2月定例県議会提出議案（平成19年度補正分）」をごらんください。議案第38号のインデックス、ページでいきますと15ページの第3表、債務負担行為補正変更をお開きください。児童家庭課分は、一番上の平成19年度民間児童福祉施設整備資金利子補給であります。これは児童福祉施設の施設整備を行う法人が、独立行政法人福祉医療機構から設備費の一部借入れを行う場合に、その利子の2分の1の範囲で助成を行うものであります。助成対象となる施設が生じなかったことに伴い、変更を行うものであります。

児童家庭課分については以上でございます。

○村岡障害福祉課長 それでは、障害福祉課分について説明いたします。

障害福祉課は、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の1件であります。

お手元の2月補正歳出予算説明資料、障害福祉課分のところ、143ページをお願いします。左の補正額欄にありますように、今回、1億8,386万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、101億6,337万5,000円となります。以下、主なものについて説明いたします。

145ページをお願いします。上から2番目の（事項）身体障がい者福祉費につきましては、1,128万1,000円の減額補正をお願いしております。この主なものとしましては、説明欄3の障がい者住宅改造等助成事業の548万5,000円の減額であります。これは市町村からの申請者数が見込みを下回ったことなどによるものであります。

一番下の（事項）知的障がい者福祉費につきましては、1,973万5,000円の減額補正をお願いしております。146ページをお願いいたします。この主なものとしましては、説明欄4の障がい者生活支援事業で1,038万4,000円の減額であります。これは障がい者就労生活支援センターの増設に対する国庫補助事業の不採択によるものであります。

このページの下から2番目の（事項）精神保健費につきましては、1,125万8,000円の減額補正をお願いしております。これは措置入院の見込み減に伴うものであります。

147ページをごらんください。1番目の（事項）精神障がい者社会復帰促進費につきましては、7,531万1,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、精神障がい者社会

復帰施設運営事業の7,003万1,000円の減額であります。これは障害者自立支援法の新制度移行に伴う国庫補助事業の組みかえにより、障がい者自立支援諸費に予算を組みかえたものであります。

2番目の(事項)障がい者自立支援諸費につきましては、4,315万1,000円の減額補正をお願いしております。主なものとしましては、説明欄の1、介護給付・訓練等給付の1億28万の増額であります。これは国の特別対策として昨年4月から利用者負担が軽減されたことから、公費負担分が増額になったものであります。次に、2の自立支援医療費の1億8,005万1,000円の増額につきましては、身体障がい者の生活保護世帯の医療費について、これまで生活保護費で支弁をしていたものですが、他法優先の原則により、これが適用され、厚生医療による給付が増加したものであります。次に、9の精神障がい者地域生活移行支援事業の3億1,162万7,000円の減額につきましては、当初3施設のほうから申し込みを見込んでおりましたが、国の補助条件が当初想定したものの内容よりも厳しくなったために、国庫補助申請に結びつかないものであります。次に、一番下の障がい福祉サービス事業所施設整備事業の2,134万2,000円の増額補正につきましては、宮崎市にあります知的障がい者通園施設わかば園の平成19年度設備整備費の国庫補助新規採択に伴うものであります。

一番下の(事項)障害者自立支援対策臨時特別基金につきましては、7,004万4,000円の減額補正をお願いしております。これは障害者自立支援強化事業等の補助対象事業の申請件数見込み数が予定を下回ったものであります。

148ページをお願いいたします。1番目の(事

項)障がい児福祉費につきましては、2,618万4,000円の増額補正をお願いしております。この主なものとしましては、説明欄2の障がい児施設給付費等の3,437万4,000円の増額であります。これは国の特別対策として昨年4月から利用者負担が軽減されたことから、公費負担の増につながったものであります。

3番目の重度障がい者(児)医療費公費負担事業費の1億291万2,000円の増額につきましては、受給者見込み増に伴うものであります。

149ページをごらんください。児童福祉施設運営費で2,397万2,000円の減額補正をお願いしておりますが、これはこども療育センターの運営費の減に伴うものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。薄い冊子のほうになります。「平成20年2月定例県議会提出議案」、議案第38号の、ページで申しますと9ページをお開きください。第2表の明許繰越費補正、1、追加、上から3段目の欄であります。事業名・障がい福祉サービス事業所施設整備事業であります。これは先ほど述べました知的障がい者通園施設わかば園の設備整備費の繰り越しを行い、2,134万2,000円をお願いしたものであります。これは国の内示の関係等により、工期が不足することによるものでありまして、完成は平成20年8月30日を予定しております。

障害福祉課分は以上であります。

○**柏田衛生管理課長補佐** それでは、衛生管理課分を説明いたします。

衛生管理課といたしましては、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」の1件でございます。

それでは、お手元の「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、衛生管

理課のところ、ページで申し上げますと151ページをお開きください。衛生管理課は、左から2つ目の補正額欄にございますが、1億1,258万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つ目の欄ですが、13億9,101万2,000円となります。なお、今回補正をお願いしているものはすべて減額分でございますが、国庫補助の決定や経費節減等に伴う執行残などがございます。

以下、そのうち主なものにつきまして御説明いたします。153ページをお開きください。まず、最初の（事項）動物管理費391万5,000円の減額補正でございます。これは主に動物保護管理所等の経費節減に伴う執行残であります。

下から2番目の（事項）食肉衛生検査所費7,498万4,000円の減額補正でございます。この主なものは、説明の欄3のBSE検査業務運営費の6,861万9,000円の減額補正であります。これはBSE検査キット購入に係る国庫補助決定に伴います国の示した基準額と実際の競争入札で落札された額の差額でございます。

続きまして、154ページをお願いいたします。2番目にございます（事項）食鳥検査費440万1,000円の減額補正でございます。これは本庁及び5カ所の食肉検査所の経費節減に伴う執行残であります。

次に、その下の（事項）生活衛生指導助成費327万1,000円の減額補正でございます。この主なものは、説明欄2の公衆浴場の育成補助の195万円の減額補正であります。経営内容が不安定な一般公衆浴場につきまして、育成補助を目的とした補助金の執行残でございます。

一般会計補正予算につきましては、衛生管理課分は以上でございます。

続きまして、その他の説明事項につきまして

説明いたします。委員会資料の21ページをお願いいたします。フグの取り扱いにつきましては、本県におきまして、御承知のとおり、昨年12月以降に販売等が禁止されております養殖トラフグの肝臓の販売や、シロサバフグの肝臓を常食しているようなテレビ放送に加えまして、自分で釣ったフグを調理し、食中毒となった事例など、食品衛生上好ましくない問題が発生しております。全国的にも同様な事例が多発したのを受けまして、資料の22ページと23ページにございますように、国のほうから改めましてフグの取り扱いに係る指導強化に関する通知があったところでございます。

さらに、資料の24ページにお示ししておりますが、近年、県内の漁港におきまして、県内で金フグとも呼ばれておりますシロサバフグに非常に類似いたしました全身に毒を持つドクサバフグの水揚げを確認されたところであります。これらの現状を踏まえまして、県では、これまで以上に、命にかかわる食中毒予防の観点から、フグの適正な取り扱いの指導の徹底を図ることとしております。

具体的な指導事項といたしましては2点でございます。1点目は、シロサバフグを含むすべてのフグの肝臓につきましては、店頭販売や飲食店における提供の禁止の徹底でございます。2番目といたしまして、シロサバフグにつきましても、ふぐ処理師もしくはふぐ処理師の直接の指導監督のもとでの処理を徹底する内容としております。

次に、今後の具体的な取り組みといたしましては4点ございまして、まず第1点といたしまして、魚介類販売店や飲食店等への法令遵守に関する文書通知や立入指導、2番目といたしまして、漁業関係者等に対します説明会の開催、

3番目といたしまして、フグの取扱者に対するドクサバフグの鑑別講習会の開催、最後に4番目といたしまして、ふぐ処理師の配置の徹底に伴いますふぐ処理師試験の年複数回開催要望への対応等を早急に行うことといたしております。以上でございます。

○相馬健康増進課長 健康増進課分を御説明いたします。

健康増進課は、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」、及びその他の報告事項といたしまして、健康みやぎき行動計画21の改定案の概要についてでございます。

まず、議案第38号「平成19年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。お手元の冊子「平成19年度2月補正歳出予算説明資料」の青いインデックス、健康増進課のところ、ページで申しますと155ページをお開きください。左の欄の補正額であります。今回8,220万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3つの欄ですが、25億5,594万8,000円となります。

それでは、主な補正の内容につきまして御説明いたします。157ページをお開きください。一番上の（事項）母子保健対策費で116万4,000円の減額補正をお願いしております。主なものは、説明の1、不妊サポート事業60万円の減額であります。これは医師の不妊相談件数の実績が当初見込んでいた件数を下回ったことによるものであります。

次に、（事項）未熟児養育医療費で457万6,000円の増額補正をお願いしております。これは未熟児養育医療費において当初見込んでいた件数を上回ったことによるものであります。

次に、一番下の（事項）小児慢性特定疾患治療研究費で116万4,000円の減額補正をお願いし

ております。主なものは、説明欄1の小児慢性特定疾患治療研究費117万2,000円の減額であります。これは医療費の公費負担件数が当初の予定を下回ったことによるものでございます。

158ページをごらんください。中ほどの（事項）結核医療療養費で1,015万円の減額補正をお願いしております。この主なものは、説明の欄の2の医療費公費負担事業の1,000万円の減額ですが、結核の罹患率の低下及び入院勧告による入院期間の短縮などにより、公費負担額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、下から2番目の（事項）歯科保健対策費で105万8,000円の減額補正をお願いしております。主なものは、説明の欄2の虫歯予防対策事業の94万7,000円の減額ですが、市町村事業が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、一番下の（事項）老人保健事業費で2,475万7,000円の減額補正をお願いしております。ページを明けていただきまして159ページをごらんください。主なものは、説明の欄1の老人保健事業費県費負担金の減額ですが、市町村事業の予定値が高齢者保健福祉計画に掲げております予定値を下回ったことによるものです。

次に、（事項）健康増進対策費で1,832万3,000円の減額補正をお願いしております。これは説明の欄1の健康づくり推進センター管理運営委託料において、県からの派遣職員が8名から6名に、2名減となったことによるものであります。

次に、下から2番目の（事項）原爆被爆者医療事業費で2,303万6,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、説明の欄の1

の原爆被爆者健康管理各種手当の2,157万4,000円の減額ですが、健康管理手当などの支給対象者の減少によるものであります。

次に、一番下の（事項）感染症等予防対策費で325万7,000円の減額補正をお願いしております。この主なものは、次のページの説明の欄2の特定感染症対策費の285万円の増額であります。これは1月に国が、フィブリノゲン製剤の投与を受けた方など、C型肝炎の感染リスクの高い方を対象としたウイルス検査実施の広報をいたしました。これに伴いまして、各保健所における検査件数が増加したことによる検査委託料の増額となっております。また、7の予防接種費の180万8,000円の減額であります。これは予防接種事故救済のための市町村への負担金が当初の予想を下回ったものであります。

次に、（事項）定期外健康診断及び管理費で200万円の減額補正をお願いしております。この主なものは、説明の欄1の定期外健康診断及び予防接種の減額ですが、結核の定期外健康診断の対象者が当初の予想を下回ったものでございます。

一般会計補正予算につきましては以上でございます。

次に、「健康みやざき行動計画21」の改定案についてでございます。お手元の常任委員会資料の25ページをお開きください。改定案につきましては、平成20年1月23日の閉会中の常任委員会におきましても、改定状況の御説明をさせていただいたところでございます。その後、パブリックコメントを行い、現在、最終的な取りまとめを行っているところでございます。本日は、改定案につきましては、別途製本したものをお手元に配付させていただいておりますが、今回は常任委員会資料のほうで説明をさせてい

たきます。

まず、1の事業目的でございます。国におきましては、平成17年12月に示した医療制度改革大綱に基づきまして、疾病の予防を重視した「健康につぼん21」の改定を行ったところでございます。本県におきましても、メタボリックシンドロームに着目した「健康みやざき行動計画21」の改定を行うこととしたところです。内容といたしましては、メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減らすなど、生活習慣病の発症予防、重症化予防に着目した目標値と、その達成のための施策の方向性などを示すものであります。

次に、2の事業概要の（1）計画期間であります。医療計画、医療費適正化計画などと同様に、計画期間を平成20年度から平成24年度の5カ年としております。

次に、（2）の改定項目でございます。メタボリックシンドロームに着目した項目の見直しを図り、重点項目を22項目から26項目にふやしたところでございます。計画の中身としましては、26ページの1、栄養・食生活から、40ページの9、がんまで、9つの分野から構成されているところでございます。現計画と改定計画の分野別の主な変更点について説明をさせていただきます。

26ページをごらんください。栄養・食生活の分野におきましては、メタボリックシンドロームに着目し、1.1のところでは腹囲に関する項目を、また、27ページの一番下の項目、「メタボリックシンドロームの概念を知っている人の割合を増やす」、この2項目について新たに追加し、おのおの直近値と目標値を設定いたしました。

28ページをお開きください。身体活動・運動

の分野におきましても、先ほどの栄養・食生活と同様に、同じ2項目を追加しているところがございます。

29ページの休養・こころの健康から、34ページの歯の健康まで、4つの分野につきましては、従来の計画と目標項目等は変わっておりません。

35ページをお開きください。糖尿病などの生活習慣病対策は、今回の医療制度改革の中でも予防の重視ということで重点化されているところがございます。そのため、糖尿病の分野におきましては、次の36ページになりますが、7.2の「糖尿病予備群の推定数を減らす」から、一番下の7.12「メタボリックシンドローム新規該当者の推定数を減らす」までを、新たな目標項目として追加したところがございます。

次に、8、循環器疾患におきましても、次の38ページになりますけれども、上から3番目の7.4「メタボリックシンドローム予備群の推定数を減らす」から、一番下の8.7「脂質異常発症者の推定数を減らす」まで、これらを新たな目標項目として追加しております。

39ページをごらんください。最後にがんの分野でございますが、現在策定中の宮崎県がん対策推進基本計画との整合性を図りまして、9.1の「がん検診受診者の割合を増やす」の数値目標を50%と変更したところがございます。今後ともこれらの目標達成に向けまして努力してまいりたいと考えております。

健康増進課は以上でございます。

○十屋委員長 御説明ありがとうございました。執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について質疑はありませんでしょうか。

○凶師委員 まず、県立看護大の運営について、115ページ、大学管理費及び教育研究費もそ

うですが、執行残に伴うという御説明でしたけれども、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

○松原福祉保健課長 一番大きいのが1の大学管理費でございますが、主なものとしましては職員費がございまして、教員の定数62名で予算要求をしておりましたが、定数62を満たさずに60であったこと等により、職員費が減になったこと。それから、庁舎管理委託、空調ですとか清掃、そういった委託費の入札残、あるいは情報システムの整備経費につきまして、これも執行残が生じたということで、6,000万ほどの執行残が生じたところがございます。

○凶師委員 了解です。続きまして、132ページ、介護保険対策費のところ、1の介護保険財政支援事業、7億1,000万以上が減となっているんですが、御説明では、市町村の介護給付費の見積もりが下回ったとか、その累積が下回ったということでしょうけれども、これは介護度の見直しがあつて、介護度1ないし2の方が要支援に回ったとかそういうものが関係して、この7億を超えるような減額につながったのか、その減額につながった理由を教えてください。

○畝原高齢者対策課長 介護給付費そのものとしましては、伸びはおっしゃるように減ったというふうに私たちも思っております。ただ、全体ではふえております。この7億といえますのは、御案内のとおり、介護保険ですので、すべてのリスクに備えるという責務が市町村にはございますので、最大需要があつたときにどれくらいあるかとぎりぎり見積もります。これでもまだ年度末来ていませんので、若干の余裕があると思うんですが、早い段階で補正を落としてしまいますと、最大の需要にこたえ切れないということもありますので、市町村は、介護認定

者がすべて介護サービスを受けるだろうと想定して予算を組みますので、その結果、残額が大きくなったということでございます。ちなみに、市町村ごとに割ってみますと2,000万ちょっとぐらいになります。各市町村で割りますと。

○**図師委員** 例年これぐらいの残が出るものですか。

○**畝原高齢者対策課長** ほぼこういう減額になります。

○**図師委員** わかりました。もう一点、次は、140ページの児童手当支給事業費のところですが、児童手当の県負担金が1,170万余の残が出ておりますが、これは受給者が減少したということですが、これは何人分に当たる金額ですか。

○**西野児童家庭課長** 当初は、対象児童の延べ人数を約139万人と見込んでおりましたが、その後、実績を勘案しまして、約133万人程度で済むのではないかとこのふうにとらえております。

○**図師委員** これも単純に、少子化がここにあられてきているというふうには理解してもいいものではないでしょうか。

○**西野児童家庭課長** 見込みの減等の要因につきましては、あくまでも市町村のほうの見込みが多少多目に出てきたという要素もあろうかと思えます。

○**図師委員** はい、理解できました。もう一点だけ、147ページです。精神障がい者社会復帰促進事業費と、その下にも出てきますが、障がい者自立支援諸費のところもですが、障がい者自立支援諸費の9番ですね、精神障がい者地域生活移行支援事業、これと上の精神障がい者の社会復帰施設の運営事業というのは、リンクしている内容じゃないのかなと思うんですが、課長の説明では、授産施設として運営していくはず

の事業が、国の基準が厳し過ぎて補助を利用するに至らなかったというような内容の説明だったと思うんですけど、これは何施設がそういう対象で、その施設を利用されていた方が今後どういうサービスの利用につながるのか、そのあたりの流れを教えてください。

○**村岡障害福祉課長** まず、147ページの一番上の精神障がい者社会復帰施設運営事業ですけど、これにつきましては、以前からの旧体系でされている部分と、新体系に移られた、例えばブライトハウスとかあじさいとか4カ所あるんですけど、そういったものについては、その下の介護給付・訓練等給付のほうの体系の中に入る形になります。残った部分そのまま減額という形で上に7,000万が計上される形になります。

それから、今言われたのは9番目の部分でしょうか。9番目につきましては、これは名称から見ると、地域生活移行ということで、国のほうから示されたときも、やりたいというところは、グループホームを中心にしてできるんじゃないかということで希望された向きはあったんですけど、実際国のほうから要綱内容が来た段階で、内容的にセットでなきゃいけない、要するにグループホームだけではいけないということになりまして、それに日中支援のものをつけないといけない。それから、グループホームにした場合は、その分の病床数を減らすという条件も入りますので、そういった部分については、設置者がグループホームをやりたいという意向でしたので、その部分が合致しなかったということで今回手が挙がらなかったということです。

もう一つは、これまでグループホームにつきましては、初度調弁ということで家賃等最初の

部分の面倒を見ていたんですけど、今度は施設整備のほうも伴うということで、条件緩和できますので、そちらのほうでやっていきたいという意向が出ている部分があります。

○**図師委員** 精神科病院がこの事業に取り組みながらグループホームに転換するところが、その分の病床数を減らしますよと、そういうような条件というのは、この事業が国からおりてくるようなときには現場に説明とか行ってなかったんですか。

○**村岡障害福祉課長** それはまだわかりませんでした。具体的な内容がわかったのは暮れになってからという状態になりますので。

○**図師委員** 実際現場が使えない事業がこうやっておりてきている。ただ、来年度は見直しが入るということですが、精神科病院としても、精神障がい者を地域に帰したいという意向はあっても、あとはグループホームの設置基準とか地域要件とか、地域要件というのかな、例えば病院から何キロ以上離れていなくてはいけないとか、バスなりタクシー、近くに公共の乗り物の機関がなければいけないとか、結構厳しい制約がほかにもあると思うんですけど、実際、今、課長が言われる見直しが入って、来年度この事業というのはスムーズに現場においていくような内容になると思われませんか。

○**村岡障害福祉課長** 正直言って、この事業はなかなか取り組みにくいという感想を持ちます。ただし、国のほうが、それに伴いまして、従来、福祉法人関係を中心にした社会福祉整備費、普通の福祉施設をつくる場合の補助金があるんですけど、その体系にこれが組み込みができる形になります。ですから、グループホームを創設する場合は、2,000万を限度として施設をつくってもいいと。内装する場合には600万まで

いいですよという条件がありますので、これだったら、こちらのほうがいいという意見が出ていますので、こちらのほうを進めていきたいということで、既にこういったことについては、意向調査をやったら、20件近く要望が出てきていますので、こういった形なら進めていくことができると思います。

○**図師委員** もう一点だけ。グループホームを運用していく上での問題点は、最初の改築とか内装の工事のほかにも、そこに働く世話人とかヘルパーの方々の人件費、運営費が非常に低額に設定されているがゆえに手が出せないという声もたくさん聞くんですけど、こういう事業というのは、そういう運営費の補助なんかには活用できないものですか。

○**村岡障害福祉課長** これは直接的には活用できません。ただ、自立支援法の中ではそういったものは見るという形になります。ただ、低額であるということは私も承知していますので、そのあたりはやはりこれからの課題かなと思います。

○**十屋委員長** ほかにございせんか。

○**前屋敷委員** あわせて障害福祉のところ、今の147ページが一番下ですけれども、臨時特別基金のところ、148ページに行って、障がい者自立支援強化事業、4番目の福祉サービス事業者支援事業、ここも見込みが下回るといった御説明だったかと思うんですけど、もう少し詳しく中身を聞かせてください。

○**村岡障害福祉課長** この部分につきまして、例えば148ページが一番上の小規模作業所等緊急支援事業ですけど、当初これは、10カ所の小規模作業所、デイサービス関係5カ所ということで想定しましたけれども、最終的には、作業所が10カ所、デイサービス関係が1カ所とい

うことで、デイサービス関係が4カ所減になった部分が影響しています。

それから、障がい者自立支援強化につきましては、メニュー事業が16あるんですけど、その事業の中で、減額が11、増額が3という形で、例えば施設のバリアフリー化とか、グループホームの整備関係、オストメートの機能をつけるとか、そういったものがありまして、全体的にはそこが下がったということがあります。

それから、4番目の支援のところにつきましては、これは移送の支援を行うという事業所を想定したんですけど、移送支援の部分、通所サービスの利用促進のための移送支援ですけど、その利用が少なかったということが要因にあります。

○前屋敷委員 いろいろ事業での予算はつくんだけれども、やはり使いづらいというのがあるんですかね、実際、現場では。

○村岡障害福祉課長 その部分については説明をして、使い方についてはやっているんですけど、事業所のほうで、そこをどういう選択をするかということで考えられますので、そういった部分は支援しながらやるんですけど、実質的にそこがうまくいかなかった部分と、逆にふえた部分もありますので、そういったことについてこれからも指導していきたいと思っています。

○丸山委員 125ページの老人医療費支給事業、当初の見込みよりもふえたということですが、介護保険なりほかの事業は見込みよりも少なくなったということですけども、18年度の当初予算と最終予算を見ても減額になっているんですけども、ここだけふえてしまったというのは、どういう理由があってふえてしまったのか、それをもう少し具体的に説明いただきたい

んですけれども。

○舟田国保・援護課長 今回の老人医療費の2億1,411万8,000円の増額の主たる原因ですけれども、これにつきましては、当初予算というのは、その年の各市町村の積み上げで次年度の当初予算を見込み、計上するわけですけれども、今回の増額につきましては、その中で、老人医療支給者は約15万人いるんですけれども、その23%の対象者を含みます3万3,000人ですけれども、宮崎市の1人当たりの老人医療費が、当初の見込み額よりも約6.4%程度伸びておるということで、この増額分の約6割に相当する分が宮崎市の増額分ということでございます。それと今、委員が申されたように、30市町村それぞれ老人医療費の支給事業を行っておりますけれども、増額の市町村と減額の市町村が約半々ございます。それともう一つの要因としましては、18年度に大きな市町村合併がありまして、合併した市町村の中で、市の積算と従前の町村の積算等々について若干見積もりに支障があったというんですか、見積もりが精度がなかったところがあったとも聞いております。そういうようなことで増額をお願いしております。

○丸山委員 合併の影響があったということなんでしょうか。宮崎市が6割も、ここだけ大きくなっているというのは、ただ単に合併だけの要因というふうに思ってよろしいんでしょうか。そのかわり、介護保険に関してはちゃんと出ているということになっていると思うんですが、その辺の差、介護保険との考え方をちょっと教えていただきたいんですけど。

○舟田国保・援護 今申し上げましたように、これは、16市町村が過小の見積もり、14の市町村が過大見積もりと、それぞれ増減がある中で総額で2億1,400万の増額ということで、先ほど

も申し上げましたように、その見込み増分の約6割に当たります1億4,000万程度が宮崎市分ということで、それは、宮崎市が見込んでおります1人当たりの老人医療費が6.4%の増と、思わぬ増があったというのが主たる原因でございます。

○丸山委員 特に老人医療費が伸びたのは、6.何%宮崎市が伸びたというのは、特殊な病気とか、それがわっと広がったというわけでもないと思うんですけれども、なぜ上がったかというのはいま少しわかりませんか。

○舟田国保・援護課長 ただいまのところ、1人当たりの老人医療費が伸びたということで、その分析までには至っておりません。

○丸山委員 わかりました。これ以上してもあれでしょうか、またできれば調査をさせていただいて、今後の課題にさせていただければ幸いです。

あと、別なんですけど、113ページの災害救助事業のことですけれども、去年は災害が少なかったということで減額ということですが、気になっているのは、安全・安心基金のことです。安全・安心基金を3年間で市町村と合わせて6億というのがあって、去年も支給されて減額になっている分があると思うんですが、それに対する積み増しというようなことは全く考えていなかったということ、それで大丈夫と思ってよろしいのかを、説明含めてお伺いしたいと思います。

○松原福祉保健課長 災害救助事業費の減額部分につきましては、災害救助法に基づく救助に関する費用でございます、基金とは全く別物でございます。

○丸山委員 それはわかっているんですが、基金に積んだやつを使ってしまって、その部分に

対する手当には考えなくてもいいというふうには理解していいのかな。

○松原福祉保健課長 失礼いたしました。災害時安心基金につきましては、3カ年度で県が3億、市町村が3億積むことによりまして、3年間で合計6億積み増すことによって被災者の方への支援を行うという制度でございますので、特に基金について、来年度新たに積み増しを1億行うということで、補正で今年度使った部分を補てんするというにはなっておりません。

○丸山委員 ということは、補てんしなくても来年度以降も十分対応できるからというふうには理解してもいいということでしょうか。

○松原福祉保健課長 そもそも3年間で6億の基金を造成するというところでございますし、今年度支出されたのが1,820万。当初予算でまた御説明いたしますが、来年度また1億円県のほうから積む予定にしております、市町村もまた1億円積むことになりますので、支障はないかと考えております。

○高橋委員 ほとんどの課に関連しているんですが、職員費の執行残がありますね。これは人なのか、いわゆる給与の中身の減なのか、中身をもう少し教えてください。

○松原福祉保健課長 まず、福祉保健課の職員費につきましては、福祉保健課分と福祉事務所、保健所、衛環研、看護大学の職員費を見っておりますが、福祉保健課の職員費については合計1億余り補正減になっております。要因といたしましては、当初422名分で職員費を要求しておりましたが、4月1日時点で421名になっていたということもございまして、育休が11名発生したということ、それから退職が4名あった

と、こういったことから、福祉保健課関係の職員費については減額が生じたということでございます。

○高橋委員 福祉保健課に聞きますけど、422名が421名、当初から1名減だけど、退職4名とは何かかわりがありますか。

○松原福祉保健課長 退職をしますと、退職後は給料が当然出ません。

○高橋委員 422が421だから、4名はどこで足し算引き算するのかなと思って。

○松原福祉保健課長 422から421というのは、4月1日時点で1名減になっていたということでございまして、その後、年度途中で4名退職されたということと、11名育休が発生したということでございます。

○高橋委員 私が気になったのは、当初、費目で、例えば時間外手当とか組みますよね、そういうところの執行残がかなりあると心配だなと思って聞いてみましたが、そういうところはございませんか。

○松原福祉保健課長 育休、退職者を合わせますと15名になります。これに1人当たりの給与、仮に650万としたときに、大体9,750万になりますので、主な要因としてはやはりこの育休、退職というのが大きいと思います。

○高橋委員 次行きます。ちょっと細かなことを聞いて申しわけないんですけど、福祉保健課です。112ページ、福祉総合センターの運営及び福祉人材の育成に要する経費で、この福祉総合センターというのは原町にある建物ですね。ここに執行残で339万8,000円、管理運営費があります。たまたまこの前、難病センターに行ったときに、ちょっと手狭になっているということ、そしてまた、入り口がドアなんですね。障がいを持つ方が入られるから、引き戸を要望し

ているんだがということで承って、たまたま執行残があるから、こういう要望なんかはうまく受け入れてもらえないんでしょうかと思って質問しました。

○松原福祉保健課長 その部分については、私も詳細がわかりませんものですから、改めてその団体のほうのお話をお聞きしたいと思います。

○高橋委員 要望は上げていらっしゃるということでしたので、執行残もあるわけですから、そう何百万もかかるものじゃないと思うので、内部で検討していただきたいと思います。

126ページ、国保・援護課、一番下の保険基盤安定事業、執行残の理由で、低所得者層の軽減措置、これが下回ったということでしょうけど、今こういう宮崎県の環境ですから、いろいろと困っていらっしゃる方は多いと思うんですね、低所得者層。だから、措置が下回ったというのをもうちょっと理由を聞いてみたいと思うんですが。

○舟田国保・援護課長 126ページの一番下の行の保険基盤安定事業の5億6,900万余の減額ですけれども、この事業は、市町村国保が行います低所得者等への国保税の軽減、あるいは低所得者を多く抱える市町村国保への財政支援ということで、従来から支援をしているわけです。今回の5億7,000万弱の大幅な減額ですけれども、低所得者への軽減措置は十分確保された上での減額であることがまず大前提ですけれども、この基盤安定事業は、平成17年に、国の三位一体改革によりまして、それまで国が2分の1の負担率を持っていたものが、三位一体改革により県が4分の3、市町村4分の1という補助負担率になりまして、17、18、19年、3カ年度目ですけれども、大幅に県の負担額が増額になった

経緯がございます。そういう中で、軽減世帯の伸び率を勘案しながら、やや多目に予算を計上させていただいたところがございます。そんなことで、19年度の当初予算は、18年度の当初と同額を実は予算措置をさせていただいております。今年度も対前年度1.数%の軽減世帯の伸びがございますけれども、それらの軽減世帯への措置は十分確保された中で、当額が見込み減ということで補正をお願いしているところであります。

○高橋委員 わかりました。軽減措置は十分やっている、過大な見積もり額はないということですね。

次の128ページ、国保・援護課、生活保護扶助費の関係です。生活保護扶助費の、これもマイナス1億5,800万だから大きいものですから、医療扶助費、全体を見ると保護世帯はふえているわけで、それなりに医療費の伸びもあるというふうに私、認識をしていたものですから、この減額の要素をもう少し教えてください。

○舟田国保・援護課長 1の生活保護扶助費の減額ですけれども、これは実は、18年度における前年度の扶助費のうちの医療扶助費の精算に伴います減額ということでございます。それとこの扶助費につきましては、私どもは、9市以外の21町村、県としては郡の福祉事務所単位での扶助費でございます。全体では保護世帯は若干伸びておりますけれども、町村は対前年度で約20名減、18年度平均被保護者からしますと、昨年10月時点では20人程度の減というようなことがあります。以上でございます。

○高橋委員 びっくりしました。町村では逆に減っているんですね。私たちが地域を歩く限りは、困っていらっしゃる方が結構いらっしゃるものですから、今、20名減という説明はびっく

りしました。またいろいろと検討させてください。

児童家庭課、138ページ、これも1,500万の減額補正ですから、ちょっと聞きます。3の市町村児童環境づくり基盤整備事業です。対象箇所が減になっているのが気になるものですから、具体的に教えてください。

○西野児童家庭課長 この事業の減額の主な要因ですけれども、放課後児童クラブの実施箇所数の見込みが当初の見込みよりも減ったということに伴うものでございます。今年度は、特に、放課後子ども教室という教育サイドで実施するものと、放課後児童クラブを一体的に実施するという元年の年でありまして、市町村のほうで、放課後子ども教室を実施することにしたというところも恐らくあるのではないかと考えております。

○高橋委員 私も質問したから、調査しましたのでわかるんですが、確かに箇所数というのはふえてきていますね、前年度に対して。県として、箇所はどのくらい設置できるだろうという見込みをしたけれども、それができなかったということだから、そこはしっかり反省させていただいて、教育委員会ともいろいろと、事業を持っているものですから、あそこ連携したらもっと内容も充実した、そしてまた箇所もふえると思うので、ここはまた頑張ってくださいと思います。

○十屋委員長 ほかにございませんか。

○徳重委員 児童家庭課にお尋ねいたします。138ページ、児童措置費等対策費ですが、県内の入所児童数を教えてくださいませんか。

○西野児童家庭課長 県内の児童養護施設に入所している児童数ですけれども、19年5月現在、県内9つの児童養護施設に433名、あと1つ

の乳児園に34名入所しております。

○徳重委員 保育所ですよ。

○西野児童家庭課長 19年4月1日現在、定員が2万7,430名のうち、2万6,769名が保育所に入所しております。

○徳重委員 2万6,769名が4月1日現在ですね。そして、最終的には幾らになったんですか。この補正で組まれている、増加しているわけですが、4,855万1,000円か。

○西野児童家庭課長 保育所の県負担金の補正増の主な要因でございますが、保育所の徴収金、入所者から取る利用料でございますが、それが見込みよりも少なかったということでございます。本来、保育所の徴収金というのは、国の基準額に沿って、それぞれ所得階層別に見込みを立てて計算するものでございますが、その見込みよりも所得が低い階層に入所者が集まったというふうに考えております。

○徳重委員 わかりました。大きくふえているからと思ひまして、ちょっと気になったところです。

それから、健康増進課に1つお聞きします。159ページ、原爆被爆者が県内に何人ぐらいいらっしゃるんですか、ちょっと教えてくださいますか。

○相馬健康増進課長 平成19年度で755名です。

○徳重委員 ふえるということはないんですね。と申しますのが、かなり金額が減額になっているということで、これは原因としては、お亡くなりになったと見てもいいんですか。

○相馬健康増進課長 被爆者の方も高齢化しておりますして、平成18年が785名で、平成19年度が755名で、30名ほど人数が減っております。その影響でございます。

○緒嶋委員 140ページの児童手当支給の1

億1,700万も見込み違いという、これだけ減額になるというのは、基礎的なものがそれだけ積算がおかしかったということですか。どうなるんですかね、これは。

○西野児童家庭課長 確かに非常に大きな額になっておりまして、先ほど申しましたが、それぞれ市町村ごとに見積もりを出していただいて、それを集計したのですが、要因としましては、18年度に手当の制度が拡充されまして、そこで拡充の影響というのをとらえ損ねたといえますか、相当な精度をもって計算できなかったということだろうと考えております。

○緒嶋委員 そこ辺は積算を基礎にせんと、予算は積算を中心にして組むわけだから、そういうことで1億1,000万、逆に言えば、おかしな予算を最初から組んでいたということにもなるわけですね。積算がおかしかったと。だから、子供の数というのはそう狂ってはおかしいわけですね。もらう人の数は、児童手当をもらわなくなる人との差が出てきてのことしかないわけだから。これは市町村含めてもうちょっと積算の基礎を明確にせんと、議会も承認をする以上は、こういうのはアバウト過ぎてもどうかなという気がするわけです。これは措置的なものだから、そう狂っちゃおかしいと思うんです。今後は、こういうふうに1億以上もというのは大変な金額になるわけですので、そこ辺の積算は十分積んで、これは財政課ともいろいろやりとりをしながら組むわけですから、そこ辺はお互い、まあまあというような感じで組まれたのかなという気がするものだから。今後注意していただきたいというふうに思います。

○西野児童家庭課長 先ほども申しましたが、18年度の制度拡充というのも……、実績を勘案できる状態になりましたので、今後は一層

的確な積算に努めてまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 職員の人件費のことが出ていましたけど、1つだけ御説明いただきたい。114ページ、福祉保健課でお願いしたいんですけど、保健所の職員費かと思うんですけど、4,600万円なので、ちょっと金額が多いようにあるんですが、この中身について御説明ください。

○松原福祉保健課長 先ほど育休の話をしていただきましたが、保健所からの育休が7、11のうち7が保健所だったということで、保健所分の減額が大きくなったということでございます。

○前屋敷委員 続いて健康増進課でお願いしたいんですが、結核対策費で御説明いただいたんですが、結核医療療養費の1,000万円の減額、負担事業の減額ですが、入院期間の短縮などという御説明があったんですけど、命令入所などのことかなと思うんですが、この入院期間そのものを制度的に短縮したということでこれほどの減額になっているわけですか。

○相馬健康増進課長 158ページの結核医療療養費のことですか。減額の要因でございますけれども、1つは、結核の患者さん自体が、平成18年度が202名だったのが、平成19年度の新規の患者さんは187名ということで、15名ほど患者さんが減っております。それと、あと、入院期間につきましては、多剤の3剤、4剤という強化療法が普及しまして、それによって入院期間が短くて済むようになったということでございます。

○十屋委員長 それでは、次に、その他の報告事項についての質疑はございませんか。

○丸山委員 宮崎県医療計画の概要についてお伺いしたいんですが、1ページに、4疾病・6

事業ということで、6事業の中に、宮崎県の場合、特にとということで、在宅医療・介護というのが入っていて、高齢化が進んでいるからそれは必要だろうというふうに思っているながら、8ページに、医療提供の充実というふうには書いてあるんですが、その中に医師・看護師等が入っているんですが、介護の充実というところはこっちの本編に書いてあるというふうに思っているのか。そういった介護職の確保というのがなかなか定着率も低いし、今後、介護職につく人が少なくなるんじゃないかという危機もあるものですから、その辺のことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○高屋医療薬務課長 在宅医療・介護というのを入れました理由でございますけれども、この医療計画が、ここに書いてあります疾病初め6事業の中にも含まれますけれども、地域において切れ目のない医療を提供する体制を築くというのが大きなねらいになっております。これは、地域において急性期から回復期、維持期、それが終わった後は、在宅での医療・介護を提供していこうという意味で、この在宅医療・介護というのを入れています。

おっしゃるように、医療提供基盤の充実の中に介護士というのを入れておりませんが、これにつきましては、医療の一部を担うという意味で6事業の中の1つには含まれておりますけれども、福祉の分野での職の方であるという意味で、医療提供基盤の充実というところには入れていないということでございます。

○丸山委員 保健・医療・福祉、これら三位一体でしっかり進めなきゃいけないということであると、医療だけの計画じゃなくて、ちゃんとその中に入れないと、縦割り行政だったからおかしいと、その分野、分野で分かれていたから

おかしいということで、国全体もそういうふう
に考えていこうと、医療、福祉、介護というこ
の3つ、トライアングルをちゃんと組んでいこ
うということでありますので、できますれば、
こういった計画の中には介護というのももう少し
踏み込んで入れていただくほうが、私は好まし
いんじゃないかというふうに思っておりますので、
その辺のいろんな協議を今後できれば進めて
いただければありがたいと思いますが、お考え
はありますでしょうか。

○高屋医療薬務課長 医療計画の本編の80ペー
ジをごらんいただきたいと思うんですけれど
も、一番上の枠の一番下に、「在宅医療・介護
を担う人材の養成確保に努める」ということで
記載をしておりますので、医療提供体制の基盤
の整備というところにもその記述を入れていき
たいと思っております。市町村等の意見も聞い
ておりますので、そういった声も上がってく
ると思いますし、また、委員の御指摘もありま
したので、そういった方向で考えていきたいと
思います。

○高橋委員 医療計画は、医療圏が広がる
ところがありますね。私も質問させていただき
ましたけれども、医師不足が発端になっていま
すが、3月末でこれは決定するわけですね。
パブリックコメントとか来ていると思うん
ですけど、その件数と主な内容を今控えてい
らっしゃったら、教えてください。

○高屋医療薬務課長 パブリックコメントの件
数については、まだ整理をしておりますので、
今ここで申し上げることはできません。後
ほど取りまとめて御説明したいと思います。

○高橋委員 医療計画は、それこそ県民の方
々に広く知れ渡っているわけじゃないんです
よ、正直申し上げて。これが知れ渡ったら大
変な反

響が来ると思うんです。具体的に私の地元
でいうと、小児2次が宮崎になっちゃうわけ
でしょう。緊急に入院が必要なときに搬送が
必要になりますね。救急を要するときに救急
車を要請します。高規格の救急車は4台しか
ないんですよ、日南の消防が持っているの
は。そのうち1台は宮崎に行っちゃうわけ
でしょう。往復3時間拘束されますから、あ
と3台でほかの救急医療に、突発的な事故
とか含めて対応しなくてはなりませんから、
そういうところの整備ももちろん当然やっ
ていかないと、例えば南の串間、ここは都
城が近いから都城に行かれるかもしれませんが、
日南よりも消防の体制は小さいですよ。そ
ういういろいろと心配をされる場所がある
んです。なかなか悩ましい問題で、私たち
も皆さん方の御苦労もわかるんですが、広
く意見を聞いたり、これに絡むいろんな整
備をしないかとか、ここも連携をとられて
計画をつくっていただきたいなということを
要望しておきたいと思っております。

○函師委員 丸山委員が言われた意見と私
も全く同感で、今回一般質問で取り上げさ
せていただいたところも、まさにそこを指
摘させていただいたところで、部長のほう
からも非常に前向きな御答弁をいただきま
して、この資料の後に、出てくる医療費適
正化計画の内容を見てもそのとおりで、病
院からどんどん患者さんを地域に追い出
そう、追い出そうとしている国の流れがあ
って、じゃ、それを地域で受けとめる受け
皿づくりが進んでおるかということ、国の
ほうもそこに国庫補助をつけているかとい
うと、全くそれも、全くじゃないですが、
ほんのわずかな補助しかつけないような内
容で、何よりもまずはマンパワーの確保
と拠点の事務所づくりですね、このあた
りをやはり数値目標を立てられて

取り組まれてはと、本当に切に思っています。この地域医療計画も、内容は非常に素晴らしいと思います。ただ、残念なことに宮崎県がオリジナルでつけ加えられた在宅医療・介護の部分にだけ数値目標が織り込まれていないというところもありますので、この計画の最初の1、推進期間の中にもうたってありますように、この期間中において計画内容の見直しを随時行っていくということもうたわれていますから、先ほど高橋委員も言われるパブリックコメント等の精査ができた後には、ぜひこの在宅というところのウェイトも徐々に大きくしていただければなと思っておりますし、私のほうも要望するだけではなくて、この数値をもって、この地域にこれだけのマンパワーなり拠点事務所を設置できれば、療養型なり、病院の入院期間の短期化が図られたとしても、受け皿が完備されるのではないのでしょうかというような、具体的な提案を今後させていただければと思っております。一応要望です。

続けてもう一点だけ。肝炎に係る県民からの相談についてですけれども、これも私、何件か、対象者ではないかと思われる方から御相談を受けておるんですが、どうしても行き詰まってしまうのは、治療を受けられた病歴が古い方が、カルテなりドクターの証明がとれないということで、どうしたらいいですかという相談を受けるんですが、実際、このフィブリノゲンとか特定血液凝固剤は、宮崎では昭和何年から何年まで使われていたというのを県は把握されているんですか。

○串間薬務対策監 基本的には、日本では昭和39年に製造されるようになりまして、昭和39年からと考えてよろしいかと思えます。

○十屋委員長 いつまで。

○串間薬務対策監 このフィブリノゲンは現在でも使っておりますけれども、ウイルスが潜んでおったというのは61年に承認されたもの。したがって、問題のないのが平成6年に承認されておりますので、一応平成7年以降は安全です。ですから、昭和39年から平成6年までということをお考えになったらよろしいかと思えます。

○凶師委員 それと、相談者が多いということですが、先ほど言いましたカルテなりドクターの証明がとれない場合は、13ページにも波線でくくってありますけれども、本人や家族の証言等を考慮して今後補償対象として認めていただけるような内容ですけれども、この本人や家族の証言というのは、弁護士のところに行けばいいのか、もしくは県がここに関与していただいて何らかの対応をしてもらえるか、そのあたりはいかがですか。

○串間薬務対策監 これにつきましては、個々が国を相手に裁判を起こすということになりますので、県は関与いたしません。これは、あくまでも御自分で何らかの証拠をそろえて、弁護士に相談して、そして提訴する。その中でその証拠書類を裁判所が判断する。あくまでも裁判所の判断になります。そして、それで裁判所が認めたら、今の原告団と同じように和解ということになります。和解によって所定の申請をすることによって給付金が渡ると。ですから、一切そこには県は関与いたしません。

○凶師委員 今、情報としてお手元にあればなんですが、実際、カルテなり、診断書等で証明が出されなかった人が、弁護士等に相談に行かれて和解対象になりつつあるとか、もうなったとか、そういう方がいらっしゃるかどうか、御存じですか。

○串間薬務対策監 カルテがあった場合は、そのまま行けると思います。しかしながら、例えば家族の証言とか医師の証言があったとしても、これを最終的に認めるのは裁判所ですので、弁護士に相談した場合、裁判所で勝てるかどうかというのは、弁護士さんが判断すると思います。ですから、今までこれでうまくいったという話は聞いておりません。あくまでもカルテ、今まで一律救済は、あくまでもカルテのあった患者さんだけです。国が言っているのは。

○函師委員 実際、病院というのは、カルテの保管義務期間は2年程度と聞いておりますし、昭和39年から使われておったということであれば、この当時の方々はもう一切なすすべがないのかなという気もしておりますが、後は弁護士でまた裁判でということですね。相談を受けた方にはその旨御説明させていただきます。ありがとうございます。

○十屋委員長 ほかにございませんか。

○新見委員 今に関連して。このわずか1カ月の間に受けた相談件数の4分の1は、救済方法の問い合わせということですが、当然これは弁護士に相談してくださいということになるんでしょうけど、実際相談を受けたときの県の職員として、言い方です、言い方、弁護士に相談してくださいというところを、どれぐらいきちっと丁寧に対応されているか、そこ辺ちょっと教えていただきたい。

○串間薬務対策監 実際、私も電話で200件ぐらい御相談をお受けしております。ただ、ほとんどの方が証拠書類がないんですね。実際私がお受けしたときに、カルテがあったとおっしゃるのは1人ぐらいです。あと、母子手帳に何らかの形でフィブリノゲンが明記されてあったとい

う方が2人ぐらいです。あとのほとんどの方が証拠書類がないと。病院に行ってもカルテがないということなんですね。ただ、そういった状態で弁護士に相談しても、弁護士も相談に乗れないと思います。弁護士の費用がかさむだけあって、患者さんの負担になる。そういうことになりますので、あくまでもカルテ、これがあつたときには相談されてもいいでしょうと。しかし、それ以外だったら、これはあくまでも何らかの形で証拠書類をできるだけそろえるように努力してくださいと言うよりほか、私どもはございません。正直申しまして。弁護士に相談しなさいといっても、弁護士の費用がかさみますので、相談費用というのが30分幾らということになりますので、私どもとしては弁護士に相談してくださいとは正直言って申し上げることができません。あくまでも証拠書類があつた場合にはいいでしょうということで。私どもも正直言ってつらい思いをしながら電話をお受けしております。向こうで泣かれる患者さんもいらっしゃるし、大きな声で叫ばれる方もいらっしゃるし、それを我々相談を受ける側としては非常に身につまされる思いで今まで受けてきております。以上でございます。

○前屋敷委員 今、その相談窓口の件でお伺いしようと思ったところなんですけど、私も実際相談を受ける方もいらして、当時の先生がもういらっしゃらないということで、証拠書類といえますか、そういうものがないんですね。きょう御説明いただいた中でも4,000件ぐらい相談があつているということですから、やはり県が相談窓口はちゃんと開いて、なかなか対応が難しいお話ではありますが、やはりどこまで親身になってその方の立場に立って道を開いてあげられるかというあたりも、努力していただ

きたいなというふうに、我々ももちろん相談を受けた場合は努力しますが、県に頼って相談窓口に来られるわけですから、ぜひその辺のところの対応をお願いしたいというふうに思います。

○串間薬務対策監 基本的に、私ども窓口は、時間の許す限り、向こうが電話を切られない限り、御相談に応じております。ただ、我々もどうしても限界がございまして、カルテがないといった場合、私たちが探してあげようというようなことはできませんので、なかなかこれは身につまされる思いでお聞きしています。誠意をもって相談には乗っているつもりでございませぬ。

○緒嶋委員 この医療計画はすばらしいと思うんですけど、これが達成されるためには、やはり予算的なものがついてまわらんと、絵にかいたもちという言葉がありますが、そういうことも含めたものは十分計画の中には入っておるわけですか、将来的な計画の中には。ある意味じゃ財政的に、医師確保とか何とか、自治医科大の卒業生の定着とか、いろいろ立派なことが書いてあるけど、これは福祉保健部だけのものではなくて、財政的な、将来的な裏づけも加味したものとしての計画というふうに理解しているかどうかです。

○高屋医療薬務課長 この医療計画につきましては、この計画の中でも書いておりますように、県だけでできるというものではありません。市町村、そして、医師会初め関係保健医療機関と一体となって進めていくということでございます。したがって、県で行うべき部分のところにつきましては、全庁挙げて進めていかなければいけないものだと思っておりますので、これからの5カ年計画の中で実現できるように、

私たちとしても全力を尽くしてこの計画が達成できるようにしていきたいと思っておりますし、また、これまでの計画と違いまして、これにつきましては、数値目標を立ててその実績を評価し、次の計画に反映させていくという形の計画の進め方でございますので、絶えず前年度の実績を振り返りながら、次の年度の事業化に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 言われることはわかるんですが、やっぱり私はあくまでも、医師の確保にしても、皆さんが要望しても財政でカットされれば、絵にかいたもちになるわけですよ。そういう点は、この方向性が明確なわけだから、将来的にはそこまで進んだある程度の計画がないと、県の財政も厳しいことはわかりますけど、これがこのとおりのければ、代表質問、一般質問でこの問題について触れる必要はないわけですよ。それこそ、質問が多くてありがたいございましたじゃなくて、質問がなくて困っておりますというぐらいにいくと思うんです。特に医療・福祉というのは、県民のニーズが一番高いわけですね。医師の確保にしても、医師探しがある意味では福祉保健部の仕事みたいになっているわけです。そういう中で、自治医科大を含め、あらゆることでこれが実行されるようなものが担保されていないと、どんなに理想的なものを掲げても意味がないんじゃないかなという気がするわけです。そこ辺を十分に煮詰めた上での計画ですかと私は伺っております。

○宮本福祉保健部長 御指摘のとおり、絵にかいたもちにならんような計画をつくらにゃいかんわけですけれども、ここで挙げております数値目標の中には、県が直接やる事業の目標も入っております。市町村がやるものも入っており

まして、県の事業としてやるものについては、おっしゃるように財政的な裏づけとというのが必要になってくるわけですが、すべての項目ではございませんが、例えば医師派遣システム、これは今、実績は2名ですけれども、将来的に6名まではそれで採用しよう。あるいは医師修学資金、これを毎年4名、6年間24名でいこう。そういった非常に大ざっぱな合意というのは、財政当局との間で一応はできている部分もございませぬ。ただ、全部が全部そういう裏づけがあるというものではないので、今後これをやっていくときに財政と協議しながらやっていくことになるかと思ひます。

○緒嶋委員 スタートしたときから全部が全部そうじゃないなんのいうことを言ってもらっちゃ困るわけだが、いずれにしても努力していただきたいというふうに思ひます。

それと、計画推進の中で、かかりつけ医というのを書いておられるわけですが、中山間地に行けば、町立病院か村立病院しかないわけですね。そういうのをかかりつけ医というふうな概念というか、そういうふうに見ていいんですか、かかりつけ医の認識。

○高屋医療薬務課長 どうしても、僻地といひますか、僻地における公的な医療機関というの、利用者の方々にとってはかかりつけ医的な性格を持つものだというふうに思ひております。

○緒嶋委員 その中で、生涯そのお医者さんを頼るといひか、信頼関係の中であるのが、私はいかりつけ医じゃないかと思ひます。ところが、そういうところのお医者さんは2年とか1年で交代するわけですね。そういう人たちをかかりつけ医として患者さんのほうがい信頼が持てるかというのがい実際はあるんですね。だから、こ

こ辺は、十分かかりつけ医になるような、長く勤めるような医師体系というのがい私は必要だといひうふうに思ひますので、この表現からして、中山間地じゃちょっとそぐわない面もイメージとしてはあるんじゃないかなといひ気がしてなりません。いずれにしても、医師が確保されればそれはありがたいわけですねけれども、今のところ、医師そのものがなかなかいないといひことですので。

それから、中国の冷凍ギョウザですが、これは家庭用、業務用と出ておりますが、健康被害もないし、関連性はないことが判明したといひことであれば、宮崎県では、中国産冷凍ギョウザに関しては被害者もないし、そのようなものは全然なかったといひうふうに理解していいわけですか。

○柏田衛生管理課長補佐 結論的に申し上げますと、そのように御理解いただいてよろしいかと思ひます。あくまでも現段階といひことではございませぬ。

○緒嶋委員 それから、健康みやざき行動計画21でありますがい、これは目標値まであるわけですが、毎年その目標値に向かつてのいろいろな実態といひか、それは数値目標にできるだけ近づいておるかといひうような精査といひか、そういうのはされるわけですか。

○相馬健康増進課長 中間評価としましては、23年度に県民健康栄養調査等を行ったり、特定健診、特定保健指導の集計を見ながら、評価をしていきたいと思ひております。

○緒嶋委員 これは市町村の皆さんとも連携をとっていかんと、最終的には市町村の行動が伴わないと実績が上がってこんと思ひます。だから、計画倒れに終わらないように、これが目標値のとおりいけば、医療費は相当減額される

ですわね。そこを目指して努力していくというのが一番の大切なところじゃないかというふうに思いますので、これこそ総力戦で進めなければこのとおりにいかんのではないかという懸念があるというふうに思うんですけれども、そのあたりの体制は考えておられるわけですか。

○相馬健康増進課長 いろんな健康事業というのは、ほとんど市町村が実施主体でやっておりますので、県としましては、バックアップといえますか、環境整備という面に力を入れて、市町村のそういった保健事業の支援を行っていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 ぜひそういう努力をして、長野県以上に、健康みやざきというのが全国的にその名が高くなるように頑張っていたきたいということを要望しておきます。

○高橋委員 特定健診の関係で確認です。15ページにありますけど、ペナルティーの関係で確認です。受診率がありますね、そして保健指導がありますね、そしてメタボリックの減少率、あくまでこの3つが目標値をクリアしないとペナルティーが来るんですよということの確認をさせてください。

○舟田国保・援護課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋委員 例えばメタボリックは10%以上減少でしょう。9%じゃだめですね。わかりました。それで、先ほどの緒嶋委員との関連もあるんですが、健康みやざき行動計画21の改定が出ているわけで、これは保健指導ですよ。保険者の責任で今度の特定健診はやるということがうたわれていますけど、健康増進課もこれにしっかりかかわって保健指導をやっていくということで理解していいんですね。

○相馬健康増進課長 従来、市町村がやってい

た老人保健法に基づく事業の中で、基本健康診査等は新しい後期高齢者制度のほうに移ったんですけれども、健康相談とか訪問指導とか、がん検診も含めて、健康増進法の中で位置づけられております。それにつきましては、健康増進課としても、健康増進法に基づいて市町村をバックアップしていくことになろうかと思っております。

○高橋委員 保険者へのペナルティーをどうしても私たちは心配をするものですから、それがためには、今度の特定健診ですね、その目標値をしっかりとクリアできるように、出ましたように市町村を含めて総力戦でやっていただくように要望しておきます。

○丸山委員 今の関連で、ペナルティーの件ですけれども、保険者のトップの方とか実務の方は知っていると思っているんですが、トップの方は知っていても、基本的には、我々みたいな被保険者、健診に行かなければ、知っている人は少ないと思うんですよ。その辺をもう少しうまく説明しないと、いずれ自分にはね返ってくるんですよというのを、やっていらっしゃると思っているんですが、もうちょっとうまくしないとまずいかなと思っています。どの辺まで話し合いとかはされていらっしゃいますか。

○舟田国保・援護課長 今回の特定健診、保健指導、メタボの減少率ということで、この3点をもって、25年度以降の後期高齢者支援金へのプラスマイナス10%の加算・減算が実施されるということなんですけれども、まずは、この健診、保健指導等々の周知PRをきっちり図っていくということで、これから市町村あるいは市町村国保連合会等々と一体となって、新聞、テレビ、その他市町村の広報等で周知PRに努めてまいりたいと思っています。そして、国保であ

れば市町村が保険者でございますので、今後の受診率、健診率等々のアップに向けて、こういったことも将来的には被保険者に返ってくるわけでございますので、そういったことも含めて周知活動を徹底させていきたいというふうに考えております。

○丸山委員 ちょっと話は違うんですが、宮崎市で今問題になっているコミュニティ税も、行政のほうはPRした、PRしたということですけれども、なかなか知られてなかったということがありますので、5年間かけて少しずつ受診率なんか上げていかないと、今40%を切っていますので、これを70%となると非常に厳しいハードルだというのも一般質問等で出ているというふうに思っておりますので、しっかりその辺は毎年毎年、もしくは半年なり四半期ごとに、もうちょっと上げないとまずいんじゃないでしょうかと、県のほうから各保険者に対して、1年ごとじゃなくて、四半期ごととか細かい指導をしていただくことによって、それぞれが健康になったほうがいいことは、皆さん個人的には思っているんですけれども、それが本当に数値化されていくということをしっかり指導していただきたいというふうにまず要望しておきたいと思っています。

あと、私の勘違いだったら申しわけないんですけど、16ページの病床数のことですが、地域ケアプランの話と違う数字が出ているんじゃないかなと。3,000幾らあったような気がするんですが、この考え方を教えていただきたいんです。

○舟田国保・援護課長 確かに、地域ケア体制整備構想では、おっしゃるように3,016床という数字が出ていると思います。一方、私どもは2,025床ということでありまして、療養

病床につきましては、厚生労働省の指導といたしますか、算定基準によりまして機械的に算定していきますと、18年現在の2,726床が2,025床と、医療費適正化計画ではそういった数値になるということで、3,016床とは990床程度の差異がございますけれども、それぞれの計画で療養病床の再編を進めていくということになってまいります。ただ、私どもの計画も、機械的な算定式に基づいて数値を出しておりますので、これあたりにつきましては、地域のニーズあるいは医療機関等々の今後のあり方等々も含めながら、総合的に計画を進めてまいるといふこととなります。

○畝原高齢者対策課長 補足で説明いたしますと、医療療養病床は、ケア構想の中では1,696床ということを出しているんですが、議会でもお答えしましたように、今、私ども地域の実情を一生懸命国に訴えております。どこの県も一緒でしょうけど、特に我が県は、高齢化率も非常に高い、医療制度も充実していないということを訴えておまして、ケア構想を発表したときは1,696床を出しておりますけれども、厚生労働省との内々の話では、医療療養病床につきましては329床の増。これは国のほうが今後の高齢化率の伸びを出しております。国が算式を示しているんですが、細かな数字ですけれども、1.19%高齢化率を加算しようということで国が数字を示しております、それを単純に掛けますと、ここの表にありますように2,025という数字が出てまいります。ですから、ケア構想を発表した段階では1,696ですが、せんだっての委員会でも私、御説明申し上げましたように、国には今申し上げていて、まだまだ上積みができる可能性は十分考えておりますということを御報告しましたが、その部分がオンされておま

す。

○丸山委員 それぞれの計画があつて整合性をとっていこうと、なおかつ実態と合わせながらやっていこうと言われることはわかるんですが、同じ部内でこれだけ違ふと、ちょっとぞつとする面もあるものですから、その辺を心配といたしますか、今、緒嶋先生が言われたように、医療費適正化計画は絵にかいたもちになってしまうんじゃないかというような懸念もして、17ページに書いてありますけれども、適正化計画によって166億円効果がありますよというふうに大きくうたっているのに、何だったのかというふうになりそうな気がするものですから、その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○舟田国保・援護課長 今回、私どもが医療費適正化計画、初めて適正化という概念を計画上打ち出すわけですけれども、今般の医療制度改革の中で、根底はすべて同じであります。先ほど来出ています医療計画、あるいは健康増進計画、介護保険事業支援計画等々も、根源は同じということで、それぞれの数値目標を各計画で掲げられていますけれども、これらの数値目標の達成に向けて、それぞれの計画が調和を図りなさいということが法律で規定されておりますので、調和を図りながら、整合性のとれた計画の推進を進めていき、私どもから言わせると、まさに医療費の適正化を図っていこうということでございます。

○丸山委員 医療費の適正化を特に、確かに高齢化が進む中に少しでも伸びの抑制を図っていくことが、今後大きなポイントになっていくというふうに思っておりますので、その辺はしっかりとやっていただきたいんですが、介護難民が出ないようによく議論をされていくことも必要ですね。現場のニーズに合わせながらしっか

りやっていただくようお願いをしたいというふうに思います。

あと、11ページの医師派遣システムのことについて教えていただきたいんですが、今回採用される予定になっている医者が、自治医大出身で、宮崎にもいらっしやって、いつ宮崎を離れて、今、熊本のほうにいらっしやるというふうに思えばいいですか。

○高屋医療薬務課長 ちょっと今手元に資料はございませんけれども、ここに職歴で挙げておりますけれども、義務年限が宮崎の場合、9年プラス1年としておりますので、10年間宮崎にいて熊本のほうに勤務してございまして、17年の6月から熊本に。

○丸山委員 できるだけ早く宮崎のほうに、地元の宮崎のためにとということで、本当に大変ありがたいんですが、ちなみに、この方と話をし、もうちょっと早く呼びかけてもらえば、熊本に行かず、ここに書いてあるように県立病院に入って、自分の希望するこういうシステムがあれば、すぐこっちに乗ったんですよというふうな意見で、若い方ですので、特によかったんじゃないかと思うんですが、その辺はどういう反応だったか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○高屋医療薬務課長 この方につきましては、2年近くずっと接触を続けてきたわけですけれども、宮崎で仕事をしたいという気持ちは強くありました。ただ、医者ですので、やっぱり自分の専門としたいところをもっと勉強を深めたいという気持ちがあつて、熊本のほうに行かれたということでございますので、宮崎で受け皿をつくってということも一つはあるかもしれませんが、やはり本人の希望するところに行きたいというのが優先していたということだ

と思います。それと、やはり自治医大卒医の方、義務の明けた方について、定着をしてもらうということは、彼らは彼らで、僻地で5年間も6年間も続けて僻地のために医療に従事してきたわけですので、やはりその面では最先端の医療技術、知識におくれているということで、そういった面での焦りというものもあるのも事実であります。だから、そういった希望をいかにかなえて、そして定着に結びつけていくかということが、やはりこれから大事なことだと思っておりますので、そういったことで彼らの希望を取り入れて、かつ宮崎に残っていただくような方法をこれからいろいろと研究していきたいというふうに思っております。

○丸山委員 ぜひ今、課長の言われるとおり、今いらっしゃる医者のできるだけ流出を防ぐ、特に自治医大の出身の方の流出を防ぐというようなシステムを、予算的にもしっかりかけていただいても構わないというふうに思っております。このシステムだと、僻地から県病院ですので、かなり医療の差が高度になってくるというふうに思っていますし、また、1年半後には、半年は自分の好きなところに研究に行けると。すごくいいシステムになっていると思っておりますので、そういうのももうちょっと、さらにほかの自治医大生、年限が来ようとしている人たちにも意見聴取していただいて、本当に医師確保がまず必要だというふうに思っておりますので、福祉保健部の全力を挙げてやっていただくことを御要望させていただこうと思います。

○前屋敷委員 ただいま医療制度改革に伴ってそれぞれの計画が出されたんですけれども、やはり基本的なところをしっかりと踏まえていただきたいというふうに思って発言をするんですけれども、医療費の総額をいかに減らすかという

ことで政府はこういう方針を立ててきたことは否めないと思うんです。確かに医療、介護、福祉の到達点で、いかに健康で長生きできるかというところが最大の目標でなければならないわけですが、いかに医療費を抑制するかということから発想してこういう計画が立ってきたというので、私は本末転倒だというふうに思っています。特に、今、ペナルティーの問題など出されましたけれども、強制力を持ってやらなきゃならないというところは非常に悲惨なことで、やはり健康そのものはみんなが認識できるような形で行政も本人も含めて努力しなきゃならないところなので、このペナルティー自身についてはやはり問題だなと私は思っているところです。

それで、この計画はそれぞれ整合性を持って進んでいくわけですが、ここに示された病床を減らしていく問題とかは、やはり適切な医療が受けられない状況がないように、適正なというより、適切な医療が受けられなくなるような方がないということを前提にしながら進んでいくべきだというふうに思っているところです。基本的なところをそういうところに置いて、計画そのものは個人個人の健康の問題ですから、大いに進めていくべきだというふうに思いますけれども、そういう観点でぜひ計画そのものももっと中身も充実させて進めていく必要があるかというふうに思いますので、その辺のところをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○十屋委員長 それでは、報告事項につきましてはこれで終了したいと思います。その他のことで何かございませんか。

○高屋医療業務課長 先ほど高橋委員のほうから御質問のありましたパブリックコメントの件

でございます。2月15日からパブリックコメントを開始いたしまして、現在まで8件の意見が寄せられております。内容につきましては、小児医療の確保という意見が多いようでございます。以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもって福祉保健部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後3時39分休憩

午後3時42分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、あすの13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、委員長報告に盛り込む要望がございましたら、お出しいただきたいというふうに思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時46分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにさせていただきますと思います。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時46分散会

平成20年3月7日（金曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	黒木	正一
委員		緒嶋	雅晃
委員		徳重	忠夫
委員		丸山	裕次郎
委員		高橋	透
委員		凶師	博規
委員		新見	昌安
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤	安彦
議事課主任主事	大野	誠一

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今回付託を受けました議案第38号及び第49号について採決を行いたいと思います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」「議案ごと」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、個別に採決をいたしたいと思います。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手多数。よって、議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手全員。よって、議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

そのほか何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 では、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時31分閉会